

昭和六十年国家公安委員会規則第一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則を次のように定める。

- 第一章 総則（第一条―第五条）
第二章 風俗営業の許可の手続等（第六条―第二十六条）
第三章 風俗営業の規制（第二十七条―第四十条）
第四章 性風俗関連特殊営業等の規制
第一節 店舗型性風俗特殊営業の規制（第四十一条―第五十一条）
第二節 無店舗型性風俗特殊営業の規制（第五十二条―第五十七条）
第三節 映像送信型性風俗特殊営業の規制（第五十八―第六十二条）
第四節 店舗型電話異性紹介営業の規制（第六十三―第六十八条）
第五節 無店舗型電話異性紹介営業の規制（第六十九―第七十四条）
第六節 特定遊興飲食店営業の規制等（第七十四―第七十九条）
第七節 深夜における飲食店営業の規制等（第九十九―第一百零四条）
第八節 接客業務受託営業に係る処分移送通知書（第一百五十五条）
第五章 雑則（第一百零六―第一百三十二条）
附則
第一章 総則
（許可申請書等の提出）
第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）及びこの規則の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請書又は届出書を提出する場合においては、当該申請書又は届出書に係る営業所（無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業に係る届出書にあつては、当該営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所。以下この条及び第一百三十二条において単に

「事務所」という。）の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の申請書又は届出書を提出しなければならない。

一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所又は事務所について次のいずれかの申請書又は届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの営業所又は事務所のうちいずれか一の営業所又は事務所の所在地の所轄警察署長を経由して提出すれば足りる。

- 一 法第五条第一項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する許可申請書
二 第十三条第一項（第八十一条において準用する場合を含む。）に規定する相続承認申請書
三 第十四条第一項（第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する合併承認申請書
四 第十五条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する分割承認申請書
五 法第九条第三項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）次項において同じ。）に規定する届出書のうち、法第五条第一項第一号又は第六号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者の氏名又は名称を除く。）の変更に係るもの
六 法第十条の二第二項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する認定申請書
七 法第二十七条第二項に規定する届出書のうち、店舗型性風俗特殊営業の廃止又は同条第一項第一号に掲げる事項の変更に係るもの
八 法第三十一条の七第一項又は同条第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する届出書
九 法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第二項に規定する届出書のうち、店舗型電話異性紹介営業の廃止又は法第三十一条の十二第一項第一号に掲げる事項の変更に係るもの
十 法第三十三条第二項に規定する届出書のうち、深夜における酒類提供飲食店営業の廃止又は同条第一項第一号に掲げる事項の変更に係るもの
三 前項の規定により二以上の営業所若しくは事務所のうちいずれか一の営業所若しくは事務所

の所在地の所轄警察署長を経由して同項各号の申請書若しくは届出書を提出する場合又は一の警察署の管轄区域内にある二以上の営業所について同時に風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者の氏名若しくは名称の変更に係る法第九条第三項に規定する届出書若しくは法第二十七条第一項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十三条第一項に規定する届出書を提出する場合において、これらの申請書又は届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの申請書又は届出書のいずれか一通に添付するものとする。

（営業所内の照度の測定方法）
第二条 法第二条第一項第二号の営業所内の照度は、次の各号に掲げる客室の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める客室の部分における水平面について計るものとする。

- 一 客席（客に飲食をさせるために設けられた食卓、椅子その他の設備及び当該設備を使用する客が通常利用する客室の部分）をいう。以下この条、第三十条の表法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる営業の項及び第九十五条において同じ。）以外の客室の部分において客に遊興をさせるための客室（当該客室内の客席の面積の合計が当該客室の面積の五分の一以下であるものに限り。） 次のイ及びロに掲げる客室の部分
イ 次に掲げる客室の部分
（1）客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある場合 当該設備の上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分
（2）（一）に掲げる場合以外の場合
(i) 椅子がある客席にあつては、椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分
(ii) 椅子がない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあっては、その表面）
ロ 客に遊興をさせるための客室の部分
二 前号に掲げる客室以外の客室 前号イに掲げる客室の部分

（国家公安委員会規則で定める遊技設備）
第三条 法第二条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める遊技設備は、次に掲げるとおりとする。

一 スロットマシンその他遊技の結果がメダルその他これに類する物の数量により表示される構造を有する遊技設備
二 テレビゲーム機（勝敗を争うことを目的とする遊技をさせる機能を有するもの又は遊技の結果が数字、文字その他の記号によりブラウン管 液晶等の表示装置上に表示される機能を有するものに限るものとし、射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）
三 フリップパーゲーム機
四 前三号に掲げるもののほか、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技の用に供する遊技設備（人の身体射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）
五 ルーレット台、トランプ及びトランプ台その他ルーレット遊技又はトランプ遊技に類する遊技の用に供する遊技設備

- （国家公安委員会規則で定める状態）
第四条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第一項第二号ニの国家公安委員会規則で定める状態は、カーテンその他の見通しを遮ることができない物が、当該物を用いることにより、フロント、玄関帳場その他これらに類する設備において客が従業者と面接しないのでその利用する個室の鍵の交付を受けることその他の手続をすることができるとなる位置に取り付けられている状態とする。
（客の依頼を受ける方法）
第五条 法第二条第七項第二号の国家公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるとおりとする。
一 電話その他電気通信設備を用いる方法
二 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便
三 電報
四 預金又は貯金の口座に対する払込み

五 当該営業を営む者の事務所(事務所のない者にあつては、住所)以外の場所において客と対面する方法

第二章 風俗営業の許可の手續等

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第六條 法第四條第一項第三号(法第三十一條の二十三において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいづれかに当たる行為とする。

一 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一條から第三條までに規定する罪

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五條、第九十六條の二から第九十六條の四まで、第九十六條の五(第九十六條の二から第九十六條の四までに係る部分に限る。)、第九十六條の六第一項、第九十三條、第九十四條、第九十五條の二、第九十七條、第九十七條第一項若しくは第三項、第九十七條第二項、第九十八條、第九十七條第一項及び第三項並びに第九十七條第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第九十八條第一項(第九十七條第一項及び第三項に係る部分に限る。)、第九十九條、第一百零一條、第一百零二條、第一百零三條、第一百零四條、第一百零八條、第一百零八條の二、第一百零八條の三、第一百零八條の四、第一百零八條の五、第一百零八條の六、第一百零八條の七、第一百零八條の八、第一百零八條の九、第一百零八條の十、第一百零八條の十一、第一百零八條の十二、第一百零八條の十三、第一百零八條の十四、第一百零八條の十五、第一百零八條の十六、第一百零八條の十七、第一百零八條の十八、第一百零八條の十九、第一百零八條の二十、第一百零八條の二十一、第一百零八條の二十二、第一百零八條の二十三、第一百零八條の二十四、第一百零八條の二十五、第一百零八條の二十六、第一百零八條の二十七、第一百零八條の二十八、第一百零八條の二十九、第一百零八條の三十、第一百零八條の三十一、第一百零八條の三十二、第一百零八條の三十三、第一百零八條の三十四、第一百零八條の三十五、第一百零八條の三十六、第一百零八條の三十七、第一百零八條の三十八、第一百零八條の三十九、第一百零八條の四十、第一百零八條の四十一、第一百零八條の四十二、第一百零八條の四十三、第一百零八條の四十四、第一百零八條の四十五、第一百零八條の四十六、第一百零八條の四十七、第一百零八條の四十八、第一百零八條の四十九、第一百零八條の五十、第一百零八條の五十一、第一百零八條の五十二、第一百零八條の五十三、第一百零八條の五十四、第一百零八條の五十五、第一百零八條の五十六、第一百零八條の五十七、第一百零八條の五十八、第一百零八條の五十九、第一百零八條の六十、第一百零八條の六十一、第一百零八條の六十二、第一百零八條の六十三、第一百零八條の六十四、第一百零八條の六十五、第一百零八條の六十六、第一百零八條の六十七、第一百零八條の六十八、第一百零八條の六十九、第一百零八條の七十、第一百零八條の七十一、第一百零八條の七十二、第一百零八條の七十三、第一百零八條の七十四、第一百零八條の七十五、第一百零八條の七十六、第一百零八條の七十七、第一百零八條の七十八、第一百零八條の七十九、第一百零八條の八十、第一百零八條の八十一、第一百零八條の八十二、第一百零八條の八十三、第一百零八條の八十四、第一百零八條の八十五、第一百零八條の八十六、第一百零八條の八十七、第一百零八條の八十八、第一百零八條の八十九、第一百零八條の九十、第一百零八條の九十一、第一百零八條の九十二、第一百零八條の九十三、第一百零八條の九十四、第一百零八條の九十五、第一百零八條の九十六、第一百零八條の九十七、第一百零八條の九十八、第一百零八條の九十九、第一百零八條の百

二百四十條及び第二百四十一條第三項に係る部分に限る。)、第二百四十六條(第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十六條の二(第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十九條、第二百五十條(第二百四十六條、第二百四十九條の二及び第二百五十條に係る部分に限る。)、第二百五十八條から第二百六十一條までに規定する罪

三 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)に規定する罪

四 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第二條(刑法第二百三十六條及び第二百四十三條(第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。))に係る部分に限る。)、第三條(刑法第二百三十六條及び第二百四十三條に係る部分に限る。)、第四條(刑法第二百三十六條に係る部分に限る。))に規定する罪

五 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第一百七十七條又は第一百八十八條第一項(第六條及び第五十六條に係る部分に限る。))に規定する罪

六 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第六十三條、第六十四條第一号、第一号の二(第三十條第一項、第三十二條の六第二項(第三十三條第四項において準用する場合を含む。))及び第三十三條第一項に係る部分に限る。)、第四号、第五号若しくは第十号又は第六十六條第一号若しくは第三号に規定する罪

七 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六十條第一項又は第二項(第三十四條第一項第四号の二、第五号、第七号及び第九号に係る部分に限る。))に規定する罪

八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十七條の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第九十八條第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第九十八條の四、第九十九條の五(第五十二條の二(第五十七條の二十第一項に係る部分に限る。))、第九十九條の六第一号(第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第

六十六條の二十八、第六十六條の五十一、第八十一條、第九十二條の十五、第九十六條の十一、第九十六條の二十の三、第九十六條の二十の十七、第九十六條の二十四第二項から第四項まで並びに第九十六條の四十に係る部分に限る。))若しくは第十一号の五、第二百零三號若しくは第七十七號(第九十六條の三第一項及び第四項、第九十六條の十七第一項及び第三項並びに第九十六條の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五十條(第九十六條の十第四項及び第九十六條の十七第七項において準用する場合を含む。))及び第九十六條の五の五第三項に係る部分に限る。))若しくは第九十六條の五の五第五項、第九十六條の五の五第六項、第九十六條の五の五第七項、第九十六條の五の五第八項、第九十六條の五の五第九項、第九十六條の五の五第十項、第九十六條の五の五第十一項、第九十六條の五の五第十二項、第九十六條の五の五第十三項、第九十六條の五の五第十四項、第九十六條の五の五第十五項、第九十六條の五の五第十六項、第九十六條の五の五第十七項、第九十六條の五の五第十八項、第九十六條の五の五第十九項、第九十六條の五の五第二十項、第九十六條の五の五第二十一項、第九十六條の五の五第二十二項、第九十六條の五の五第二十三項、第九十六條の五の五第二十四項、第九十六條の五の五第二十五項、第九十六條の五の五第二十六項、第九十六條の五の五第二十七項、第九十六條の五の五第二十八項、第九十六條の五の五第二十九項、第九十六條の五の五第三十項、第九十六條の五の五第三十一項、第九十六條の五の五第三十二項、第九十六條の五の五第三十三項、第九十六條の五の五第三十四項、第九十六條の五の五第三十五項、第九十六條の五の五第三十六項、第九十六條の五の五第三十七項、第九十六條の五の五第三十八項、第九十六條の五の五第三十九項、第九十六條の五の五第四十項、第九十六條の五の五第四十一項、第九十六條の五の五第四十二項、第九十六條の五の五第四十三項、第九十六條の五の五第四十四項、第九十六條の五の五第四十五項、第九十六條の五の五第四十六項、第九十六條の五の五第四十七項、第九十六條の五の五第四十八項、第九十六條の五の五第四十九項、第九十六條の五の五第五十項、第九十六條の五の五第五十一項、第九十六條の五の五第五十二項、第九十六條の五の五第五十三項、第九十六條の五の五第五十四項、第九十六條の五の五第五十五項、第九十六條の五の五第五十六項、第九十六條の五の五第五十七項、第九十六條の五の五第五十八項、第九十六條の五の五第五十九項、第九十六條の五の五第六十項、第九十六條の五の五第六十一項、第九十六條の五の五第六十二項、第九十六條の五の五第六十三項、第九十六條の五の五第六十四項、第九十六條の五の五第六十五項、第九十六條の五の五第六十六項、第九十六條の五の五第六十七項、第九十六條の五の五第六十八項、第九十六條の五の五第六十九項、第九十六條の五の五第七十項、第九十六條の五の五第七十一項、第九十六條の五の五第七十二項、第九十六條の五の五第七十三項、第九十六條の五の五第七十四項、第九十六條の五の五第七十五項、第九十六條の五の五第七十六項、第九十六條の五の五第七十七項、第九十六條の五の五第七十八項、第九十六條の五の五第七十九項、第九十六條の五の五第八十項、第九十六條の五の五第八十一項、第九十六條の五の五第八十二項、第九十六條の五の五第八十三項、第九十六條の五の五第八十四項、第九十六條の五の五第八十五項、第九十六條の五の五第八十六項、第九十六條の五の五第八十七項、第九十六條の五の五第八十八項、第九十六條の五の五第八十九項、第九十六條の五の五第九十項、第九十六條の五の五第九十一項、第九十六條の五の五第九十二項、第九十六條の五の五第九十三項、第九十六條の五の五第九十四項、第九十六條の五の五第九十五項、第九十六條の五の五第九十六項、第九十六條の五の五第九十七項、第九十六條の五の五第九十八項、第九十六條の五の五第九十九項、第九十六條の五の五百

九 法第四十九條第五号若しくは第六号、第五十條第一項第四号(第二十二條第一項第三号及び第四号(第三十一條の二十三及び第三十二條第三項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)、第五号(第二十八條第十二項第三号に係る部分に限る。)、第六号、第八号(第三十一條の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第九号若しくは第十号又は第五十二條第一号に規定する罪

十 大麻取締法(昭和二十三年法律第二十四号)第二十四條、第二十四條の二、第二十四條の四、第二十四條の六又は第二十四條の七に規定する罪

十一 船員職業安定法(昭和二十三年法律第九号)第五十六條第二号又は第五十八條第三号に規定する罪

十二 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)第三十條第三号又は第三十四條に規定する罪

十三 自転車競技法(昭和二十三年法律第九号)第五十六條第二号又は第五十八條第三号に規定する罪

十四 建設業法(昭和二十四年法律第九号)第四十七條第一号若しくは第三号又は第五十條第一項第一号、第二号(第十一條第一項及び第三項(第十七條において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))若しくは第三号に規定する罪

十五 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十七條第三号又は第四号に規定する罪

十六 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)第五十八條第一号から第四号まで又は第五十九條第二号(第二十一條に係る部分に限る。)、第四号若しくは第五号に規定する罪

十七 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二十八号)第六十一條第二号又は第六十三條第三号に規定する罪

十八 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)第二十四條第一号(第三條に係る部分に限る。))に規定する罪

十九 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第三十四條第一号に規定する罪

二十 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二百四十五條第三号又は第二百四十六條第一号(第九十一條第一項に係る部分に限る。))若しくは第八号に規定する罪

二十一 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第六十五條第二号又は第六十八條第三号に規定する罪

二十二 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四十一條、第四十一條の二、

第四十一条の三第一項第一号、第二号若しくは第四号、第二項(同条第一項第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。)若しくは第三項(同条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項(同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第四十一条の四第一項第三号から第五号まで、第二項(同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。)若しくは第三項(同条第一項第三号から第五号まで及び第二項(同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第四十一条の七、第四十一条の九から第四十一条の十一まで又は第四十一条の十三に規定する罪

二十三 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十三条第一項第一号、第二項(同条第一項第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。))又は第三項(同条第一項第一号及び第二項に係る部分に限る。))に規定する罪

二十四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十四年政令第三百十九号)第七十四条から第七十六条の六まで、第七十四条の六の二第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第七十四条の六の三(第七十四条の六の二第一項第一号及び第二号並びに第二項に係る部分に限る。))又は第七十四条の八に規定する罪

二十五 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第七十九条第一号若しくは第二号、第八十二条第一号、第二号(第十二条第二項に係る部分に限る。))若しくは第三号又は第八十三条第一項第一号(第九条及び第五十三条(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))に規定する罪

二十六 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十六条第一項第一号、第五号若しくは第七号に規定する罪

二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条から第六十五条まで、第六十六条(小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。))又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

二十八 武器等製造法(昭和二十八年法律百四十五号)第三十一条、第三十一条の二又は

第三十一条の三第一号若しくは第四号に規定する罪

二十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第五条に規定する罪

三十 売春防止法(昭和三十一年法律第一百八号)第六条、第七条第二項若しくは第三項(同条第二項に係る部分に限る。))、第八条第一項(第七条第二項に係る部分に限る。))又は第十条から第十三条までに規定する罪

三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十一条の九まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号(第二十二條の二第一項及び第二十二條の四に係る部分に限る。))に規定する罪

三十二 制販売法(昭和三十六年法律第五百二十九号)第四十九条第二号、第三号若しくは第六号又は第五十三条の二第一号(第三十三条の三第一項、第三十五条の二の十三第一項、第三十五条の三の二十八第一項及び第三十五条の十七の六第一項に係る部分に限る。))に規定する罪

三十三 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第一百九条第二項第三号に規定する罪

三十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号若しくは第十四号若しくは第二項(同条第一項第十四号に係る部分に限る。))、第二十六条第三号、第四号若しくは第六号(第二十五条第一項第十四号に係る部分に限る。))、第二十九条第一号(第七條の二第四項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。))及び第九条第六項(第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))又は第三十条第二号(第七條の二第三項(第十四条の五第三項において準用する場合

を含む。))、第九条第三項(第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。))及び第九条の七第二項(第十五条の四において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))に規定する罪

三十五 火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)第二条又は第三条に規定する罪

三十六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第四十九条第一号又は第五十一条第四号若しくは第六号に規定する罪

三十七 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十一条第一号、第六十二条の二第一号又は第六十三条の三第二号(第五十二条の七十八第一項に係る部分に限る。))に規定する罪

三十八 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条第一号若しくは第二号、第四十七条の三第一項第一号、第二号(第四十一条第二項に係る部分に限る。))若しくは第三号、第四十八条第一項第一号の三(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第十二條の七に係る部分に限る。))、第三号の三(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第十二條の二、第五号(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第十二條の二、第五号)に規定する罪

三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十九条第一号(第四条第一項に係る部分に限る。))から第三号まで又は第六十一条第一号若しくは第二号(第六十一条第一項に係る部分に限る。))に規定する罪

- 四十 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四十八条第一号又は第五十一条第二号(第十八条第二項において準用する第十二條第二項に規定する申請書及び第十八条第二項において準用する第十二條第三項に規定する書類に係る部分を除く。))若しくは第三号(第十九条第一項に係る部分に限る。))に規定する罪
- 四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。))第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪
- イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪
- (1) 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。
- (2) 覚醒剤取締法第四十一条又は第四十一条の二に規定する罪に当たる行為をすること。
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第六十六条(小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。))に規定する罪に当たる行為をすること。
- ロ 麻薬特例法第六条又は第七条に規定する罪
- ハ 麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪
- (1) イ又はホに掲げる罪
- (2) 大麻取締法第二十四条に規定する罪
- (3) 覚醒剤取締法第四十一条に規定する罪
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪
- ニ 麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪
- (1) イ又はホに掲げる罪
- (2) 大麻取締法第二十四条の二に規定する罪

(3) 覚醒剤取締法第四十一条の二に規定する罪

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

(1) イ又はロに掲げる罪

(2) 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

(3) 覚醒剤取締法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の六、第四十一条の九又は第四十一条の十一に規定する罪

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条(小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。)、又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

四十二 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第七十七条第一号、第二号若しくは第五号から第七号まで、第八十二条第一号若しくは第五号又は第八十四条第一号(第五十八条第四項に係る部分を除く。)、若しくは第三号に規定する罪

四十三 保険業法(平成七年法律第五十五号)第三百十五条第六号、第三百十五条の二第四号から第六号(第二百七十二條の三十五條の五項に係る部分に限る。)、また、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号(第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。))に規定する罪

四十四 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二百九十四條第一号(第四條第一項に係る部分に限る。)、第三号若しくは第十二号(第四條第二項から第四項まで(これらの規定を第十一條第五項において準用する場合を除く。))及び第九條第二項(第二百二十七條第二項において準用する場合を除く。))又は第二百九十五條第二号(第二百九條第二項(第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。))において準用する第二百九十九條の規定による命令に係る部分を除く。に規定する罪

四十五 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百六号)第三十三條第

一若しくは第二号、第三十四條第一号若しくは第三号又は第三十五條第一号、第二号、第五号、第六号若しくは第八号に規定する罪

四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五條、第六條、第七條第二項から第八項まで又は第八條に規定する罪

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十三号)以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三條第一項に規定する罪のうち、同項第二号から第十号まで又は第十二号から第十五号までに規定する罪に当たる行為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三條第二項に規定する罪のうち、同條第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四條に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三條第一項第七号、第九号、第十号(刑法第二百二十五條の二第二項に係る部分に限る。)、第十三号又は第十四号に規定する罪に係る罪

ニ 組織的犯罪処罰法第六條の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

(1) 爆発物取締罰則第三條に規定する罪

(2) 刑法第七十七條第一項若しくは第三項、第二百四條、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十七條、第二百二十八條、第二百二十九條、第二百三十條、第二百三十一條、第二百三十二條、第二百三十三條、第二百三十四條、第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十七條、第二百三十八條、第二百三十九條、第二百四十條、第二百四十一條、第二百四十二條、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十五條、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十八條、第二百四十九條、第二百五十條、第二百五十一條、第二百五十二條、第二百五十三條、第二百五十四條、第二百五十五條、第二百五十六條、第二百五十七條、第二百五十八條、第二百五十九條、第二百六十條、第二百六十一條、第二百六十二條、第二百六十三條、第二百六十四條、第二百六十五條、第二百六十六條、第二百六十七條、第二百六十八條、第二百六十九條、第二百七十條、第二百七十一條、第二百七十二條、第二百七十三條、第二百七十四條、第二百七十五條、第二百七十六條、第二百七十七條、第二百七十八條、第二百七十九條、第二百八十條、第二百八十一條、第二百八十二條、第二百八十三條、第二百八十四條、第二百八十五條、第二百八十六條、第二百八十七條、第二百八十八條、第二百八十九條、第二百九十條、第二百九十一條、第二百九十二條、第二百九十三條、第二百九十四條、第二百九十五條、第二百九十六條、第二百九十七條、第二百九十八條、第二百九十九條に規定する罪

(3) 労働基準法第七十七條に規定する罪

(4) 職業安定法第六十三條に規定する罪

(5) 児童福祉法第六十條第一項に規定する罪

(6) 金融商品取引法第九十七條の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪

(7) 大麻取締法第二十四條第一項又は第二十四條の二第一項に規定する罪

(8) 競馬法第三十條第三号に規定する罪

(9) 自転車競技法第五十六條第二号に規定する罪

(10) 小型自動車競走法第六十一條第二号に規定する罪

(11) モーターボート競走法第六十五條第二号に規定する罪

(12) 覚醒剤取締法第四十一条第一項、第四十一条の二第一項若しくは第二項、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項(同條第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。))又は第四十一条の四第一項第三号から第五号までに規定する罪

(13) 旅券法第二十三條第一項第一号に規定する罪

(14) 出入国管理及び難民認定法第七十四條第一項、第七十四條の二第二項、第七十四條の四第一項、第七十四條の六の二第二項又は第七十四條の八第二項に規定する罪

(15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四條第一項、第六十四條の二第一項若しくは第二項、第六十四條の三第一項若しくは第二項、第六十五條第一項若しくは第二項又は第六十六條第一項(小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。))に規定する罪

(16) 武器等製造法第三十一條第一項、第三十一條の二第一項又は第三十一條の三第四号(猟銃の製造に係る部分に限る。))に規定する罪

(17) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條に規定する罪

(18) 売春防止法第八條第一項(第七條第二項に係る部分に限る。)、第十一條第二項、第十二條又は第十三條に規定する罪

(19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一條第二項若しくは第三項、第三十一條の二第一項、第三十一條の三第三項若しくは第四項、第三十一條の四第一項若しくは第二項、第三十一條の七第一項、第三十一條の八、第三十一條の九第一項、第三十一條の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一條の十三に規定する罪

(20) 著作権法第九十九條第二項第三号に規定する罪

(21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五條第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号又は第十四号に規定する罪

(22) 火災びんの使用等の処罰に関する法律第二條第一項に規定する罪

(23) 貸金業法第四十七條第一号又は第二号に規定する罪

(24) 麻薬特例法第六條第一項又は第七條に規定する罪

(25) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第五條第一項、第六條第一項又は第七條第六項から第八項までに規定する罪

(26) 組織的犯罪処罰法第三條第一項(同項第二号から第十号まで及び第十二号から第十五号までに係る部分に限る。))若しくは第二項(同條第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。)、第七條(同條第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第七條の二第二項、第九條第一項から第三項まで、第十條第一項又は第十一條に規定する罪

(27) 会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百七十條第四項に規定する罪

(28) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第三條第二

項又は第五條第一項若しくは第二項に規定する罪

へ 組織的犯罪処罰法第七條、第七條の二又は第九條から第十一條までに規定する罪

四十八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一〇一號）第四百〇二條第一號、第四百〇三條第一號、第四百〇四條第一號、第四百〇五條第一號、第四百〇六條第一號、第四百〇七條第一號、第四百〇八條第一號、第四百〇九條第一號、第四百一〇條第一號、第四百一〇條第二號、第四百一〇條第三號、第四百一〇條第四號、第四百一〇條第五號、第四百一〇條第六號、第四百一〇條第七號、第四百一〇條第八號、第四百一〇條第九號、第四百一〇條第十號、第四百一〇條第十一號、第四百一〇條第十二號、第四百一〇條第十三號、第四百一〇條第十四號、第四百一〇條第十五號、第四百一〇條第十六號、第四百一〇條第十七號、第四百一〇條第十八號、第四百一〇條第十九號、第四百一〇條第二十號、第四百一〇條第二十一號、第四百一〇條第二十二號、第四百一〇條第二十三號、第四百一〇條第二十四號、第四百一〇條第二十五號、第四百一〇條第二十六號、第四百一〇條第二十七號、第四百一〇條第二十八號、第四百一〇條第二十九號、第四百一〇條第三十號、第四百一〇條第三十一號、第四百一〇條第三十二號、第四百一〇條第三十三號、第四百一〇條第三十四號、第四百一〇條第三十五號、第四百一〇條第三十六號、第四百一〇條第三十七號、第四百一〇條第三十八號、第四百一〇條第三十九號、第四百一〇條第四十號、第四百一〇條第四十一號、第四百一〇條第四十二號、第四百一〇條第四十三號、第四百一〇條第四十四號、第四百一〇條第四十五號、第四百一〇條第四十六號、第四百一〇條第四十七號、第四百一〇條第四十八號、第四百一〇條第四十九號、第四百一〇條第五十號、第四百一〇條第五十一號、第四百一〇條第五十二號、第四百一〇條第五十三號、第四百一〇條第五十四號、第四百一〇條第五十五號、第四百一〇條第五十六號、第四百一〇條第五十七號、第四百一〇條第五十八號、第四百一〇條第五十九號、第四百一〇條第六十號、第四百一〇條第六十一號、第四百一〇條第六十二號、第四百一〇條第六十三號、第四百一〇條第六十四號、第四百一〇條第六十五號、第四百一〇條第六十六號、第四百一〇條第六十七號、第四百一〇條第六十八號、第四百一〇條第六十九號、第四百一〇條第七十號、第四百一〇條第七十一號、第四百一〇條第七十二號、第四百一〇條第七十三號、第四百一〇條第七十四號、第四百一〇條第七十五號、第四百一〇條第七十六號、第四百一〇條第七十七號、第四百一〇條第七十八號、第四百一〇條第七十九號、第四百一〇條第八十號、第四百一〇條第八十一號、第四百一〇條第八十二號、第四百一〇條第八十三號、第四百一〇條第八十四號、第四百一〇條第八十五號、第四百一〇條第八十六號、第四百一〇條第八十七號、第四百一〇條第八十八號、第四百一〇條第八十九號、第四百一〇條第九十號、第四百一〇條第九十一號、第四百一〇條第九十二號、第四百一〇條第九十三號、第四百一〇條第九十四號、第四百一〇條第九十五號、第四百一〇條第九十六號、第四百一〇條第九十七號、第四百一〇條第九十八號、第四百一〇條第九十九號、第四百一〇條第一百號

四十九 著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一號）第二十九條第一號若しくは第三十條第一號、第三十條第二號、第三十條第三號、第三十條第四號、第三十條第五號、第三十條第六號、第三十條第七號、第三十條第八號、第三十條第九號、第三十條第十號、第三十條第十一號、第三十條第十二號、第三十條第十三號、第三十條第十四號、第三十條第十五號、第三十條第十六號、第三十條第十七號、第三十條第十八號、第三十條第十九號、第三十條第二十號、第三十條第二十一號、第三十條第二十二號、第三十條第二十三號、第三十條第二十四號、第三十條第二十五號、第三十條第二十六號、第三十條第二十七號、第三十條第二十八號、第三十條第二十九號、第三十條第三十號、第三十條第三十一號、第三十條第三十二號、第三十條第三十三號、第三十條第三十四號、第三十條第三十五號、第三十條第三十六號、第三十條第三十七號、第三十條第三十八號、第三十條第三十九號、第三十條第四十號、第三十條第四十一號、第三十條第四十二號、第三十條第四十三號、第三十條第四十四號、第三十條第四十五號、第三十條第四十六號、第三十條第四十七號、第三十條第四十八號、第三十條第四十九號、第三十條第五十號、第三十條第五十一號、第三十條第五十二號、第三十條第五十三號、第三十條第五十四號、第三十條第五十五號、第三十條第五十六號、第三十條第五十七號、第三十條第五十八號、第三十條第五十九號、第三十條第六十號、第三十條第六十一號、第三十條第六十二號、第三十條第六十三號、第三十條第六十四號、第三十條第六十五號、第三十條第六十六號、第三十條第六十七號、第三十條第六十八號、第三十條第六十九號、第三十條第七十號、第三十條第七十一號、第三十條第七十二號、第三十條第七十三號、第三十條第七十四號、第三十條第七十五號、第三十條第七十六號、第三十條第七十七號、第三十條第七十八號、第三十條第七十九號、第三十條第八十號、第三十條第八十一號、第三十條第八十二號、第三十條第八十三號、第三十條第八十四號、第三十條第八十五號、第三十條第八十六號、第三十條第八十七號、第三十條第八十八號、第三十條第八十九號、第三十條第九十號、第三十條第九十一號、第三十條第九十二號、第三十條第九十三號、第三十條第九十四號、第三十條第九十五號、第三十條第九十六號、第三十條第九十七號、第三十條第九十八號、第三十條第九十九號、第三十條第一百號

五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十二年法律第二十六號）第八十條第一號、第九十條第一號及び第九十條第二號、第九十條第三號、第九十條第四號、第九十條第五號、第九十條第六號、第九十條第七號、第九十條第八號、第九十條第九號、第九十條第十號、第九十條第十一號、第九十條第十二號、第九十條第十三號、第九十條第十四號、第九十條第十五號、第九十條第十六號、第九十條第十七號、第九十條第十八號、第九十條第十九號、第九十條第二十號、第九十條第二十一號、第九十條第二十二號、第九十條第二十三號、第九十條第二十四號、第九十條第二十五號、第九十條第二十六號、第九十條第二十七號、第九十條第二十八號、第九十條第二十九號、第九十條第三十號、第九十條第三十一號、第九十條第三十二號、第九十條第三十三號、第九十條第三十四號、第九十條第三十五號、第九十條第三十六號、第九十條第三十七號、第九十條第三十八號、第九十條第三十九號、第九十條第四十號、第九十條第四十一號、第九十條第四十二號、第九十條第四十三號、第九十條第四十四號、第九十條第四十五號、第九十條第四十六號、第九十條第四十七號、第九十條第四十八號、第九十條第四十九號、第九十條第五十號、第九十條第五十一號、第九十條第五十二號、第九十條第五十三號、第九十條第五十四號、第九十條第五十五號、第九十條第五十六號、第九十條第五十七號、第九十條第五十八號、第九十條第五十九號、第九十條第六十號、第九十條第六十一號、第九十條第六十二號、第九十條第六十三號、第九十條第六十四號、第九十條第六十五號、第九十條第六十六號、第九十條第六十七號、第九十條第六十八號、第九十條第六十九號、第九十條第七十號、第九十條第七十一號、第九十條第七十二號、第九十條第七十三號、第九十條第七十四號、第九十條第七十五號、第九十條第七十六號、第九十條第七十七號、第九十條第七十八號、第九十條第七十九號、第九十條第八十號、第九十條第八十一號、第九十條第八十二號、第九十條第八十三號、第九十條第八十四號、第九十條第八十五號、第九十條第八十六號、第九十條第八十七號、第九十條第八十八號、第九十條第八十九號、第九十條第九十號、第九十條第九十一號、第九十條第九十二號、第九十條第九十三號、第九十條第九十四號、第九十條第九十五號、第九十條第九十六號、第九十條第九十七號、第九十條第九十八號、第九十條第九十九號、第九十條第一百號

五十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七號）第三十條、第三十條第一號、第三十條第二號、第三十條第三號、第三十條第四號、第三十條第五號、第三十條第六號、第三十條第七號、第三十條第八號、第三十條第九號、第三十條第十號、第三十條第十一號、第三十條第十二號、第三十條第十三號、第三十條第十四號、第三十條第十五號、第三十條第十六號、第三十條第十七號、第三十條第十八號、第三十條第十九號、第三十條第二十號、第三十條第二十一號、第三十條第二十二號、第三十條第二十三號、第三十條第二十四號、第三十條第二十五號、第三十條第二十六號、第三十條第二十七號、第三十條第二十八號、第三十條第二十九號、第三十條第三十號、第三十條第三十一號、第三十條第三十二號、第三十條第三十三號、第三十條第三十四號、第三十條第三十五號、第三十條第三十六號、第三十條第三十七號、第三十條第三十八號、第三十條第三十九號、第三十條第四十號、第三十條第四十一號、第三十條第四十二號、第三十條第四十三號、第三十條第四十四號、第三十條第四十五號、第三十條第四十六號、第三十條第四十七號、第三十條第四十八號、第三十條第四十九號、第三十條第五十號、第三十條第五十一號、第三十條第五十二號、第三十條第五十三號、第三十條第五十四號、第三十條第五十五號、第三十條第五十六號、第三十條第五十七號、第三十條第五十八號、第三十條第五十九號、第三十條第六十號、第三十條第六十一號、第三十條第六十二號、第三十條第六十三號、第三十條第六十四號、第三十條第六十五號、第三十條第六十六號、第三十條第六十七號、第三十條第六十八號、第三十條第六十九號、第三十條第七十號、第三十條第七十一號、第三十條第七十二號、第三十條第七十三號、第三十條第七十四號、第三十條第七十五號、第三十條第七十六號、第三十條第七十七號、第三十條第七十八號、第三十條第七十九號、第三十條第八十號、第三十條第八十一號、第三十條第八十二號、第三十條第八十三號、第三十條第八十四號、第三十條第八十五號、第三十條第八十六號、第三十條第八十七號、第三十條第八十八號、第三十條第八十九號、第三十條第九十號、第三十條第九十一號、第三十條第九十二號、第三十條第九十三號、第三十條第九十四號、第三十條第九十五號、第三十條第九十六號、第三十條第九十七號、第三十條第九十八號、第三十條第九十九號、第三十條第一百號

五十二 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三號）第三十一條、第三十二條、第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十六條、第三十七條、第三十八條、第三十九條、第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十七條、第四十八條、第四十九條、第五十條、第五十一條、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十五條、第五十六條、第五十七條、第五十八條、第五十九條、第六十條、第六十一條、第六十二條、第六十三條、第六十四條、第六十五條、第六十六條、第六十七條、第六十八條、第六十九條、第七十條、第七十一條、第七十二條、第七十三條、第七十四條、第七十五條、第七十六條、第七十七條、第七十八條、第七十九條、第八十條、第八十一條、第八十二條、第八十三條、第八十四條、第八十五條、第八十六條、第八十七條、第八十八條、第八十九條、第九十條、第九十一條、第九十二條、第九十三條、第九十四條、第九十五條、第九十六條、第九十七條、第九十八條、第九十九條、第一百號

五十三 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一號）第三十二條第一項（第五條に係る部分に限る。）、第三十二條第二項（第五條に係る部分に限る。）、第三十二條第三項（第八條に係る部分に限る。）、若しくは第二項に規定する罪

五十四 信託業法（平成十六年法律第五十四號）第九十一條第一號から第九十三條第一號、第九十四條第一號から第九十七條第一號、第九十八條第一號、第九十九條第一號、第一百號第一號、第一百一號第一號、第一百二號第一號、第一百三號第一號、第一百四號第一號、第一百五號第一號、第一百六號第一號、第一百七號第一號、第一百八號第一號、第一百九號第一號、第二十號第一號、第二十一號第一號、第二十二號第一號、第二十三號第一號、第二十四號第一號、第二十五號第一號、第二十六號第一號、第二十七號第一號、第二十八號第一號、第二十九號第一號、第三十號第一號、第三十一號第一號、第三十二號第一號、第三十三號第一號、第三十四號第一號、第三十五號第一號、第三十六號第一號、第三十七號第一號、第三十八號第一號、第三十九號第一號、第四十號第一號、第四十一號第一號、第四十二號第一號、第四十三號第一號、第四十四號第一號、第四十五號第一號、第四十六號第一號、第四十七號第一號、第四十八號第一號、第四十九號第一號、第五十號第一號、第五十一號第一號、第五十二號第一號、第五十三號第一號、第五十四號第一號、第五十五號第一號、第五十六號第一號、第五十七號第一號、第五十八號第一號、第五十九號第一號、第六十號第一號、第六十一號第一號、第六十二號第一號、第六十三號第一號、第六十四號第一號、第六十五號第一號、第六十六號第一號、第六十七號第一號、第六十八號第一號、第六十九號第一號、第七十號第一號、第七十一號第一號、第七十二號第一號、第七十三號第一號、第七十四號第一號、第七十五號第一號、第七十六號第一號、第七十七號第一號、第七十八號第一號、第七十九號第一號、第八十號第一號、第八十一號第一號、第八十二號第一號、第八十三號第一號、第八十四號第一號、第八十五號第一號、第八十六號第一號、第八十七號第一號、第八十八號第一號、第八十九號第一號、第九十號第一號、第九十一號第一號、第九十二號第一號、第九十三號第一號、第九十四號第一號、第九十五號第一號、第九十六號第一號、第九十七號第一號、第九十八號第一號、第九十九號第一號、第一百號

五十六 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十號）第十七條（第十五條第二項に係る部分に限る。）、第十八條第一號又は第十九條第一號若しくは第二項に規定する罪

五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二號）第二十八條に規定する罪

五十八 電子記録債権法（平成十九年法律第九十號）第九十五條第一號又は第九十七條第二項に規定する罪

五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九號）第七條第二號（第三十七條、第四十一條第一項、第六十二條の三、第六十二條の七第一項及び第六十三條の二に係る部分に限る。）、第六號、第八號、第九號、第十二號、第十四號、第十五號若しくは第七號から第十九號まで、第九十九條第十一號若しくは第十二號、第一百二條第二號（第三十八條第一項（第四十一條第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一條第二項において準用する場合を含む。）、第六十二條の四第一項（第六十二條の七第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二條の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三條の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第六十四條第一號（第四十一條第三項及び第四項、第六十二條の七第三項及び第四項並びに第六十三條の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）、若しくは第七號（第六十三條の三十三第二項及び第七十七條に係る部分に限る。）に規定する罪

六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二條から第六條までに規定する罪

第六條の二 法第四條第一項第五號の国家公安委員会の規則で定める技術上の基準は、次の表の上欄に

掲げる風俗営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

風俗営業の種別

第一 客室の床面積は、和風の客室に係るものにあつては一室の床面積を九・五平方メートル以上とし、その他のものにあつては一室の床面積を十六・五平方メートル以上とすること。ただし、客室の数が一室のみである場合は、この限りでない。

二 客室の内部が当該営業所の外部から容易に見通すことができないものであること。

三 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。

四 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。

五 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。

六 第三十條に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五條の規定に基づき条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

七 第三十二條に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五條の規定に基づき条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

八 令第三条第三項第一号ハに掲げる設備を設けないこと。

九 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。

十 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。

十一 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。

十二 第三十條に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五條の規定に基づき条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

六 第三十條に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五條の規定に基づき条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

七 第三十二條に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五條の規定に基づき条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

八 令第三条第三項第一号ハに掲げる設備を設けないこと。

九 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。

十 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。

十一 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。

十二 第三十條に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五條の規定に基づき条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

十三 第三十二條に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五條の規定に基づき条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

十四 令第三条第三項第一号ハに掲げる設備を設けないこと。

十五 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。

十六 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。

十七 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。

十八 第三十條に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五條の規定に基づき条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

十九 第三十二條に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五條の規定に基づき条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

<p>遊こんちは</p> <p>額(消費税法(昭和六十二年法律第百八号)第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を</p>	<p>遊技機の種類</p> <p>著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準</p>	<p>第八条 法第四条第四項の国家公安委員会規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる遊技機の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p>	<p>六 ぱちんこ屋及び令第八条に規定する営業にあつては、当該営業の用に供する遊技機以外の遊技設備を設けないこと。</p> <p>七 ぱちんこ屋及び令第十五条に規定する営業にあつては、営業所内の客の見やすい場所に賞品を提供する設備を設けること。</p> <p>場所に賞品を提供する設備を設けること。</p> <p>第一 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。</p> <p>第二 善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他掲の設備を設けないこと。</p> <p>第三 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。</p> <p>第四 第三十条に定めるところにより計った営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>第五 第三十二条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>第六 遊技料金として紙幣を挿入することができる装置を有する遊技設備又は客に現金若しくは有価証券を提供するための装置を有する遊技設備を設けないこと。</p>
--	---	---	---

<p>遊こんちは</p> <p>額(消費税法(昭和六十二年法律第百八号)第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を</p>	<p>遊技機の種類</p> <p>著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準</p>	<p>第八条 法第四条第四項の国家公安委員会規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる遊技機の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p>	<p>課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額(以下「当該金額消費税等相当額」という。)を加えた金額の遊技料金に相当する数を超える数の遊技球(遊技の用に供する玉をいう。以下この項及び次項において同じ。)を発射させることができる性能を有する遊技機であること。</p> <p>二 一個の遊技球を入賞させることにより獲得することができる遊技球の数が十五個を超えることがある性能を有する遊技機であること。</p> <p>三 一時間にわたり遊技球を連続して発射させた場合において獲得することができる遊技球の数が発射させた遊技球の数の二・二倍を超えることがあるか、又はその三分の一を下回る性能を有する遊技機であること、その他短時間に著しく多くの遊技球を獲得することができる性能を有する遊技機であること。</p> <p>四 四時間にわたり遊技球を連続して発射させた場合において獲得することができる遊技球の数が発射させた遊技球の数の一・五倍を超えることがあるか、又はその五分の二を下回ることがある性能を有する遊技機であること。</p> <p>五 十時間にわたり遊技球を連続して発射させた場合において獲得することができる遊技球の数が発射させた遊技球の数の三分の四を超えることがあるか、又はその二分の一を下回ることがある性能を有する遊技機であること。</p> <p>六 役物(入賞を容易にするための特別の装置をいう。以下同じ。)が設けられている遊技機にあつては、役物が作動する場合に入賞させることができる遊技球の数がおおむね十個を超える性能を有する遊技機であること。</p> <p>七 十時間にわたり遊技球を連続して発射させた場合において獲得することができる遊技球の数のうち役物の作動によるもの割合が七割を超えることがある性能を有する遊技機であること、その他獲得することができる遊技球の数のうち役物の作動によるもの割合が著しく大きくなる性能を有する遊技機であること。</p> <p>八 役物を連続して作動させるための特別の装置(以下「役物連続作動装置」という。)が設けられている遊技機にあつては、役物が</p>
--	---	---	---

<p>遊こんちは</p> <p>額(消費税法(昭和六十二年法律第百八号)第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を</p>	<p>遊技機の種類</p> <p>著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準</p>	<p>第八条 法第四条第四項の国家公安委員会規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる遊技機の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p>	<p>連続して作動する回数が十回を超える性能を有するものその他当該役物連続作動装置の作動により著しく多くの遊技球を獲得することができる性能を有するものであること。</p> <p>九 十時間にわたり遊技球を連続して発射させた場合において獲得することができる遊技球の数のうち役物連続作動装置の作動によるもの割合が六割を超える性能を有する遊技機であること。</p> <p>十 遊技球の大きさに比して入賞口の大きさが著しく大きい遊技機又は小さい遊技機であること、その他客の技量にかかわらず遊技球の獲得が容易であり、又は困難である遊技機であること。</p> <p>十一 客が直接操作していないにもかかわらず遊技球を発射させることができる遊技機であること、遊技盤上の遊技球の位置を客の技量にかかわらず調整することができない遊技機であること、客が遊技盤上の遊技球の位置を確認することができない遊技機であること、役物を著しく容易に作動させることができる性能を有する遊技機であること、遊技の公正を害する調整を行うことができる性能を有する遊技機であること、その他客の技量が遊技の結果に表れないおそれが著しい遊技機又は遊技の結果が偶然若しくは客以外の者の意図により決定されるおそれが著しい遊技機であること。</p> <p>十二 容易に不正な改造その他の変更が加えられるおそれのある遊技機であること。</p> <p>一 一分間に四百円に当該金額消費税等相当額を加えた金額の遊技料金におおむね相当する数を超える数の遊技メダル(遊技の用に供するメダルをいう。以下この項において同じ。)又は遊技球(以下この項において「遊技メダル等」という。)を使用して遊技をさせることができる性能を有する遊技機であること。</p> <p>二 一回の入賞により獲得することができる遊技メダル等の数が遊技メダルにあつては十五枚を、遊技球にあつては七十五個を、それぞれ超え、又は当該入賞に使用した遊技メダル等の数の十五倍を超える性能を有する遊技機であること。</p> <p>三 四百回にわたり遊技を連続して行った場合において獲得することができる遊技メダル等の数が使用した遊技メダル等の数の二・二</p>
--	---	---	---

<p>遊こんちは</p> <p>額(消費税法(昭和六十二年法律第百八号)第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を</p>	<p>遊技機の種類</p> <p>著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準</p>	<p>第八条 法第四条第四項の国家公安委員会規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる遊技機の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p>	<p>倍を超える性能があるか、又はその三分の一を下回ることがある性能を有する遊技機であること、その他短時間に著しく多くの遊技メダル等を獲得することができる性能を有する遊技機であること。</p> <p>四 千六百回にわたり遊技を連続して行った場合において獲得することができる遊技メダル等の数が使用した遊技メダル等の数の一・五倍を超える性能があるか、又はその五分の二を下回ることがある性能を有する遊技機であること。</p> <p>五 六千回にわたり遊技を連続して行った場合において獲得することができる遊技メダル等の数が使用した遊技メダル等の数の一・二六倍を超える性能があるか、又はその二分の一を下回ることがある性能を有する遊技機であること。</p> <p>六 一万七千五百回にわたり遊技を連続して行った場合において獲得することができる遊技メダル等の数が使用した遊技メダル等の数の一・一五倍を超える性能があるか、又はその五分の三を下回ることがある性能を有する遊技機であること。</p> <p>七 役物が設けられている遊技機にあつては、役物が作動する場合に入賞させることができる回数か八回を超える性能を有する遊技機であること。</p> <p>八 六千回にわたり遊技を連続して行った場合において獲得することができる遊技メダル等の数のうち役物の作動によるもの割合が七割を超える性能があるか、又はその五分の二を下回ることがある性能を有する遊技メダル等の数のうち役物の作動によるもの割合が著しく大きくなる性能がある性能を有する遊技機であること。</p> <p>九 役物連続作動装置が設けられている遊技機にあつては、一回の役物連続作動装置の作動により獲得することができる遊技メダル等の数が遊技メダルにあつては三百枚を、遊技球にあつては千五百個を、それぞれ超える性能がある性能を有するものであること。</p> <p>十 六千回にわたり遊技を連続して行った場合において獲得することができる遊技メダル等の数のうち役物(一回の遊技の結果が得られた場合に作動を終了することとされているものを除く。)の作動によるもの割合が六</p>
--	---	---	---

機技遊ル   ボジソレア
<p>割を超えることがある性能を有する遊技機であること。</p> <p>十一 入賞とされる回胴の上の図柄の組合せが著しく多い遊技機又は著しく少ない遊技機であること、その他客の技量にかかわらず遊技メダル等の獲得が容易であり、又は困難である遊技機であること。</p> <p>十二 回胴の回転の停止を客の技量にかかわらず調整することができない遊技機であること、回胴の回転が著しく速い遊技機であること、役物を著しく容易に作動させることができる性能を有する遊技機であること、遊技の公正を害する調整を行うことができる性能を有する遊技機であること、その他客の技量が遊技の結果に表れないおそれがある遊技機又は遊技の結果が偶然若しくは客以外の者の意図により決定されるおそれが著しい遊技機であること。</p> <p>十三 容易に不正な改造その他の変更が加えられるおそれのある遊技機であること。</p> <p>一 一分間に四百円に当該金額消費税等相当額を加えた金額の遊技料金におおむね相当する数を超える数の遊技球等（法第二十三条第一項第三号に規定する遊技球等をいう。以下同じ。）を使用し遊技をさせることができる性能を有する遊技機であること。</p> <p>二 一回の入賞により獲得することができる遊技球等の数が入賞に使用した遊技球等の数の十五倍を超えることができる性能を有する遊技機であること。</p> <p>三 一時間にわたり遊技を連続して行った場合において獲得することができる遊技球等の数が使用した遊技球等の数の二・二倍を超えることができるか、又はその三分の一を下回る数がある性能を有する遊技機であること、その他短時間に著しく多くの遊技球等を獲得することができる性能を有する遊技機であること。</p> <p>四 四時間にわたり遊技を連続して行った場合において獲得することができる遊技球等の数が使用した遊技球等の数の一・五倍を超えることができるか、又はその五分の二を下回ることがある性能を有する遊技機であること。</p> <p>五 十時間にわたり遊技を連続して行った場合において獲得することができる遊技球等の数が使用した遊技球等の数の三分の四を超えることができるか、又はその二分の一を下回ることがある性能を有する遊技機であること。</p>

機技遊球んやじ
<p>六 十時間にわたり遊技を連続して行った場合において獲得することができる遊技球等の数のうち役物及び得点増加装置（入賞により獲得することができる遊技球等の数を増加させる装置をいう。）の作動によるもの割合が七割を超えることができる性能を有する遊技機であること、その他獲得することができる遊技球等の数のうち役物の作動によるもの割合が著しく大きくなることのある性能を有する遊技機であること。</p> <p>七 入賞とされる遊技盤上の図柄の組合せが著しく多い遊技機又は著しく少ない遊技機であること、その他客の技量にかかわらず遊技球等の獲得が容易であり、又は困難である遊技機であること。</p> <p>八 客が直接操作していないにもかかわらず遊技球（遊技の用に供する玉をいう。以下この号において同じ。）を発射させることができる遊技機であること、遊技盤上の遊技球の位置を客の技量にかかわらず調整することができる遊技機であること、客が遊技盤上の遊技球の位置を確認することができない遊技機であること、役物を著しく容易に作動させることができる性能を有する遊技機であること、遊技の公正を害する調整を行うことができる性能を有する遊技機であること、その他客の技量が遊技の結果に表れないおそれが著しい遊技機又は遊技の結果が偶然若しくは客以外の者の意図により決定されるおそれが著しい遊技機であること。</p> <p>九 容易に不正な改造その他の変更が加えられるおそれのある遊技機であること。</p> <p>一 一分間に四百円に当該金額消費税等相当額を加えた金額の遊技料金におおむね相当する数を超える数の遊技球等を使用して遊技をさせることができる性能を有する遊技機であること。</p> <p>二 一回の入賞により獲得することができる遊技球等の数が入賞に使用した遊技球等の数の十五倍を超えることができる性能を有する遊技機であること。</p> <p>三 役物の作動により獲得することができる遊技球等の数が、役物の作動によらないで獲得することができる遊技球等の数に比して著しく多いこととなる性能を有する遊技機であること。</p> <p>四 役物を短時間に集中して作動させることができる性能を有する遊技機であること、そ</p>

機技遊の他のそ
<p>その他短時間に著しく多くの遊技球等を獲得することができる性能を有する遊技機であること。</p> <p>五 入賞とされる遊技盤上の図柄の組合せが著しく多い遊技機又は著しく少ない遊技機であること、その他客の技量にかかわらず遊技球等の獲得が容易であり、又は困難である遊技機であること。</p> <p>六 客が直接操作していないにもかかわらず遊技球（遊技の用に供する玉をいう。以下この号において同じ。）を発射させることができる遊技機であること、遊技盤上の遊技球の位置を客の技量にかかわらず調整することができる遊技機であること、客が遊技盤上の遊技球の位置を確認することができない遊技機であること、遊技の結果に表れないおそれが著しい遊技機又は遊技の結果が偶然若しくは客以外の者の意図により決定されるおそれが著しい遊技機であること。</p> <p>七 容易に不正な改造その他の変更が加えられるおそれのある遊技機であること。</p> <p>一 一分間に四百円に当該金額消費税等相当額を加えた金額の遊技料金におおむね相当する数を超える数の遊技球等を使用して遊技をさせることができる性能を有する遊技機であること。</p> <p>二 一回の入賞により獲得することができる遊技球等の数又はこれに相当する数値が入賞に使用した遊技球等の数の十五倍を超えることができる性能を有する遊技機であること。</p> <p>三 役物の作動により著しく多くの遊技球等を獲得することができる性能を有する遊技機であること。</p> <p>四 獲得することができる遊技球等の数又はこれに相当する数値のうち役物の作動によるもの割合が著しく大きくなることのある性能を有する遊技機であること。</p> <p>五 短時間に著しく多くの遊技球等又はこれに相当する数値を獲得することができる性能を有する遊技機であること。</p> <p>六 客の技量にかかわらず、遊技球等又はこれに相当する数値の獲得が容易であり、又は困難である遊技機であること。</p>

<p>七 客の技量が遊技の結果に表れないおそれが著しい遊技機又は遊技の結果が偶然若しくは客以外の者の意図により決定されるおそれが著しい遊技機であること。</p> <p>八 容易に不正な改造その他の変更が加えられるおそれのある遊技機であること。</p> <p>（風俗営業の許可申請の手続）</p> <p>第九条 法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。</p> <p>2 法第五条第一項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二号のとおりとする。</p> <p>（許可証の交付）</p> <p>第十条 法第五条第二項に規定する許可証の様式は、別記様式第三号のとおりとする。</p> <p>2 公安委員会は、法第三条第一項の許可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、許可証を交付するものとする。</p> <p>3 前項の場合において、公安委員会は、当該申請者の提出した許可申請書に記載された管理者が法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、当該管理者に係る別記様式第四号の風俗営業管理者証を交付するものとする。</p> <p>（通知の方法）</p> <p>第十一条 法第五条第三項の規定による通知は、理由を付した書面により行うものとする。</p> <p>（許可証の再交付の申請）</p> <p>第十二条 法第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第五号の許可証再交付申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>（風俗営業の相続の承認の申請）</p> <p>第十三条 法第七条第一項の規定により相続の承認を受けようとする者は、別記様式第六号の相続承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の相続承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 申請者が風俗営業業者（法第二条第二項の風俗営業業者であつて申請に係る公安委員会の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項の承認（以下「風俗営業許可等」という。）を受けているものに限る。次号において同じ。）である場合（次号に該当する場合を除く。）には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類</p>
---

等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号。以下「府令」という。）第一条第五号に掲げる書類

二 申請者が未成年者である風俗営業者であつて、その法定代理人が申請者が現に営む風俗営業に係る風俗営業許可等を受けた際の法定代理人である場合（申請に係る風俗営業及び現に営む風俗営業のいずれについても風俗営業を営むことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限る。）には、府令第一条第六号に掲げる書類

三 前二号に該当する場合以外の場合には、申請者に係る府令第一条第四号に掲げる書類

四 申請者と被相続人との続柄を証明する書類

五 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書

（風俗営業者たる法人の合併の承認の申請）  
第十四条 法第七条の二第一項の規定により法人の合併の承認を受けようとする場合には、別記様式第七号の合併承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、合併する法人の連名により行わなければならない。

3 第一項の合併承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書の写し

二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員となるべき者（以下この号において「合併後の役員就任予定者」という。）の氏名及び住所を記載した書面並びに合併後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（風俗営業者たる法人の分割の承認の申請）  
第十五条 法第七条の三第一項の規定により法人の分割の承認を受けようとする場合には、別記様式第八号の分割承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 吸収分割をする場合における前項の申請は、当該分割により風俗営業を承継させる法人及び当該分割により風俗営業を承継する法人の連名により行わなければならない。

3 第一項の分割承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 分割計画書又は分割契約書の写し

二 分割により風俗営業を承継する法人の役員となるべき者（以下この号において「分割後の役員就任予定者」という。）の氏名及び住所を記載した書面並びに分割後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（相続等の承認に関する通知）  
第十六条 公安委員会は、法第七条第一項、法第七条の二第一項又は法第七条の三第一項の承認をしたときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、法第七条第一項、法第七条の二第一項又は法第七条の三第一項の承認をしな

いときは、理由を付した書面により申請者にその旨を通知するものとする。

（許可証の書換えの手続）  
第十七条 法第七条第五項（法第七条の二第三項又は法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第九号の書換え申請書及び当該許可証を当該公安委員会に提出しなければならない。

（許可証の返納）  
第十八条 法第七条第六項の規定による許可証の返納は、同項の通知を受けた日から十日以内

に、当該許可証に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならない。この場合において、一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所について許可証を返納するとき

は、それらの営業所のうちいずれか一の営業所の所在地の所轄警察署長を経由して返納すれば足りる。

（変更の承認の申請）  
第十九条 法第九条第一項（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第二十二項において同じ。）の規定により変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十号の変更承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の変更承認申請書には、府令第一条第一号から第三号までに掲げる書類（法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の規定により変更の承認を受けようとする場合にあつては、府令第一条第十一号に掲げる書類）のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

（軽微な変更等の届出等）  
第二十条 法第九条第三項第一号又は第二号（法第二十条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に係る法第九条第三項に規定する届出書の様式は、別記様式第十一号のとおりとする。

2 前項の届出書の提出は、法第九条第三項第一号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から十日（当該変更が法人の名称、住所、代表者の氏名又は役員の氏名若しくは住所に係るものである場合にあっては、二十日）以内

に、同項第二号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から一月（当該変更が照明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合にあっては、十日）以内になければならない。

3 法第九条第三項第一号の規定により法第五条第一項第五号に掲げる事項の変更に係る届出書を提出する場合において、当該変更前の事項の記載された風俗営業管理者証の交付を受けているときは、併せて、当該風俗営業管理者証を提出しなければならない。

4 公安委員会は、前項の届出書に記載された変更後の管理者が法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに、当該届出書を提出した者に当該管理者に係る風俗営業管理者証を新たに又は書き換えて交付するものとする。

（特別風俗営業者による変更の届出）  
第二十一条 前条の規定は、法第九条第五項に規定する届出書について準用する。この場合において、前条第二項中「十日（当該変更が法人の名称、住所、代表者の氏名又は役員の氏名若しくは住所に係るものである場合にあっては、二十日）以内」に、同項第二号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から一月

（当該変更が照明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合にあっては、十日）以内」とあるのは、「十日以内」と読み替えるものとする。

（準用規定）  
第二十二条 第十六条の規定は法第九条第一項の承認について、第十七条の規定は法第九条第四項の規定により許可証の書換えを受けようとする者について準用する。

（許可証の返納）  
第二十三条 法第十条第一項又は第三項の規定による許可証の返納は、当該事由の発生の日から

十日以内に、当該許可証に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならない。この場合において、一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所について許可証を返納するときは、それらの営業所のうちいずれか一の営業所の所在地の所轄警察署長を経由して返納すれば足りる。

2 前項の規定により返納する許可証には、別記様式第十二号の返納理由書を添付しなければならない。

（特別風俗営業者の認定の基準）  
第二十四条 法第十条の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 過去十年以内に法第二十四条第五項の規定による勧告を受けたことがなく、かつ、受け

るべき事由が現にないこと。

二 過去十年以内に法第二十四条第七項の規定に違反したことがないこと。

（特別風俗営業者の認定申請の手続）  
第二十五条 法第十条の二第二項に規定する認定申請書の様式は、別記様式第十三号のとおりとする。

（認定証の交付等）  
第二十六条 法第十条の二第三項に規定する認定証の様式は、別記様式第十四号のとおりとする。

2 公安委員会は、法第十条の二第一項の認定をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、認定証を交付するものとする。

3 第十一条の規定は法第十条の二第四項の規定による通知について、第十二条の規定は法第十条の二第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者について、第二十三条の規定は法第十条の二第七項又は第九項の規定による認定証の返納について準用する。この場合において、第十二条中「別記様式第五号の許可証再交付申請書」とあるのは、「別記様式第十五号の認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

第三章 風俗営業の規制

（深夜における客の迷惑行為を防止するための措置）  
第二十七条 風俗営業者は、法第十三条第三項の規定により深夜において同項の措置を講ずるときは、次に定めるところによらなければならない。

一

二

三

四

五



- 一 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面を営業所の見やすい場所に掲示し、又は当該書面を客に交付すること。
- 二 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を客に対して口頭で説明し、又は音声により知らせること。
- 三 泥酔した客に対して酒類を提供しないこと。
- 四 営業所内及び営業所の周辺を定期的に巡視し、営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼす行為を行い、又は行うおそれのある客の有無を確認すること。
- 五 前号に規定する客がいる場合には、当該客に対し、同号に規定する行為を取りやめ、又はこれを行わないよう求めること。

2 風俗営業者は、法第十三条第三項の規定による措置が適切に講じられるようにするため、当該措置について、従業員に対する教育を行い、又は営業所の管理者に当該教育を行わせなければならない。

（苦情の処理に関する帳簿の備付け）  
第二十八條 法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。  
一 苦情を申し出た者の氏名及び連絡先（氏名又は連絡先が明らかでない場合は、その旨）並びに苦情の内容  
二 原因究明の結果  
三 苦情に対する弁明の内容  
四 改善措置  
五 苦情処理を担当した者

2 前項の帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して三年間保存しなければならない。  
（電磁的方法による記録）  
第二十九條 前条第一項に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同項に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

2 前項の規定による記録をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（風俗営業に係る営業所内の照度の測定方法）  
第三十條 法第十四条の営業所内の照度は、次の表の上欄に掲げる営業の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。

種別	営業の営業所の部分
法第二一	客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある営業所にあつては、当該設備の第一上面及び当該上面の高さにおける客の通路から常利用する部分
法第二二	客席以外の営業所にあつては、次に掲げる客席の区分に応じ、それぞれ次に定める客席の部分 イ 椅子がある客席 椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分 ロ 椅子がない客席 客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面）
法第二一	営業所に設置する遊技設備の前面又は上面
法第二二	次に掲げる客席（客に遊技をさせる号又はために設けられた椅子その他の設備及び第五号当該設備を使用する客が通常利用する客に掲げ室の部分を除く。以下この号において同る営業（。）の区分に応じ、それぞれ次に定める客席の部分 イ 椅子がある客席 遊技設備に対応する椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分 ロ 椅子がない客席 客の通常利用する場所における床面 三 ぱちんこ屋及び令第十五条に規定する営業にあつては、通常賞品の提供が行われる営業所の部分

（風俗営業に係る営業所内の照度の数値）  
第三十一條 法第十四条の国家公安委員会規則で定める数値は、次の各号に掲げる営業の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。  
一 法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる営業 五ルクス  
二 法第二条第一項第三号から第五号までに掲げる営業 十ルクス

（騒音及び振動の測定方法）  
第三十二條 令第十一条第三項（令第二十五条第三項及び令第二十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の騒音の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本産業規格Z八七三二に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、五秒以内の一定時間間隔及び五十個以上の測定値の五パーセント時間率騒音レベルとする。  
2 令第十一条第三項の振動の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面（緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。）について、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用いて行う日本産業規格Z八七三五に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は日本産業規格C一五〇に定める動特性を用いることとし、振動レベルは、五秒間隔及び百個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の八パーセントレンジの上端値とする。  
（料金の表示方法）  
第三十三條 法第十七条の規定による料金の表示は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。  
一 壁、ドア、ついでその他これらに類するものに料金表その他料金を表示した書面その他の物（以下この条において「料金表等」という。）を客に見やすいように掲げること。  
二 客席又は遊技設備に料金表等を客に見やすいように備えること。  
三 前二号に掲げるもののほか、注文前に料金表等を客に見やすいように示すこと。  
（表示する料金の種類）  
第三十四條 法第十七条の国家公安委員会規則で定める料金の種類は、次の表の上欄に掲げる営業の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

種別	営業の料金の種類
法第二一	遊興料金、飲食料金その他名義のいかんを問わず、当該営業所の施設を利用する客が接待を受けて遊興又は飲食をするに当たって、その対価又は負担として客が支払うべき料金 二 サービス料金その他名義のいかんを問わず、客が当該営業所の施設を利用する行為について、その対価又は負担として客が支払うべき料金で前号に定めるものの以外のものである場合にあつては、その料金
法第二二	飲食料金その他名義のいかんを問わず、当該営業所の施設を利用して客が飲食をする行為について、その対価又は負担として客が支払うべき料金 三 サービス料金その他名義のいかんを問わず、客が当該営業所の施設を利用する行為について、その対価又は負担として客が支払うべき料金で前号に定めるものの以外のものである場合にあつては、その料金
法第二一	ゲーム料金その他名義のいかんを問わず、当該営業所の施設を利用して客が遊技をする行為について、その対価又は負担として客が支払うべき料金 二 サービス料金その他名義のいかんを問わず、客が当該営業所の施設を利用する行為について、その対価又は負担として客が支払うべき料金で前号に定めるものの以外のものである場合にあつては、その料金

（営業所に立ち入つてはならない旨の表示方法）  
第三十五條 法第十八条の規定による表示は、同条の規定により表示すべき事項に係る文言を表示した書面その他の物を公衆に見やすいように掲げることにより行うものとする。  
（遊技料金等の基準）  
第三十六條 法第十九条の国家公安委員会規則で定める遊技料金に関する基準は、次の各号に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（遊技料金等の基準）  
第三十六條 法第十九条の国家公安委員会規則で定める遊技料金に関する基準は、次の各号に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 まあじやん屋 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこと。  
イ 客一人当たりの時間を基礎として遊技料金を計算する場合 次に掲げるまあじやん台の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
(1) 全自動式のまあじやん台 一時間につき六百円  
(2) その他のまあじやん台 一時間につき五百円
- ロ まあじやん台一台につき時間を基礎として遊技料金を計算する場合 次に掲げるまあじやん台の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
(1) 全自動式のまあじやん台 一時間につき二千四百円  
(2) その他のまあじやん台 一時間につき二千円
- 二 ぱちんこ屋及び令第八条に規定する営業当該営業所に設置する次に掲げる遊技機の種類に応じ、それぞれ次に定める金額に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこと。  
イ ぱちんこ遊技機 玉一個につき四円  
ロ 回胴式遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
(1) 玉を使用する遊技機 玉一個につき四円  
(2) メダルを使用する遊技機 メダル一枚につき二十円  
ハ アレンジボール遊技機（玉又はメダルを使用するものに限る。） 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
(1) 玉を使用する遊技機 玉一個につき四円  
(2) メダルを使用する遊技機 メダル一枚につき二十円
- ニ じやん球遊技機（玉又はメダルを使用するものに限る。） 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
(1) 玉を使用する遊技機 玉一個につき四円  
(2) メダルを使用する遊技機 メダル一枚につき二十円

- ホ その他の遊技機 遊技機の種類及び遊技の方法並びに他の遊技機に係る遊技料金その他の事情を考慮して国家公安委員会が定める金額  
三 その他の営業 営業の種類及び遊技の方法並びに前二号に掲げる遊技料金その他の事情を考慮して国家公安委員会が定める金額に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこと。  
2 法第十九条の国家公安委員会規則で定める賞品の提供方法に関する基準は、次のとおりとする。  
一 次に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ次に定める物品を賞品として提供すること。  
イ ぱちんこ屋及び令第八条に規定する営業で遊技球等の数量により遊技の結果を表示する遊技機を設置して客に遊技をさせるもの 当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額と等価の物品  
ロ 射的、輪投げその他これに類する遊技を客に行わせる営業 当該遊技の賞品としてあらかじめ客に表示されている物品と同一種類の物品  
ハ イ及びロに掲げる営業以外の営業 遊技の種類及び遊技の方法並びにイ及びロに定める物品その他の事情を考慮して国家公安委員会が定める物品  
二 前号イに掲げる営業において提供する物品は、客の多様な要望を満たすことができるよう、客が一般に日常生活の用に供すると考えられる物品のうちから、できる限り多くの種類のものを取りそろえておくこと。  
3 法第十九条の国家公安委員会規則で定める賞品の価格の最高限度に関する基準は、九千六百円に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこととする。  
（風俗営業に係る営業所の管理者の選任）  
第三十七条 法第二十四条第一項の規定により選任される管理者は、営業所ごとに専任の管理者として置かれなければならない。  
（心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者）  
第三十七条の二 法第二十四条第二項第三号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

- （管理者の業務）  
第三十八条 法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める業務は、次のとおりとする。  
一 営業所における業務の適正な実施を図るため必要な従業者に対する指導に関する計画を作成し、これに基づき従業者に対し実地に指導し、及びその記録を作成すること。  
二 営業所の構造及び設備が第七条に規定する技術上の基準に適合するようにするため必要な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。  
三 ぱちんこ屋及び令第八条に規定する営業にあつては、営業所に設置する遊技機が第八条に規定する基準に該当しないようにするために必要な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。  
四 法第十三条第三項の規定による措置について従業者に対する教育を行うことその他当該措置が適切になされるよう必要な措置を講ずること。  
五 営業所における業務の実施に関する苦情の処理を行うこと。  
六 法第十三条第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿及びその記載について管理すること。  
七 法第二十二條第一項第五号又は同条第二項の規定に基づく都道府県の条例の規定により客として立ち入らせてはならないこととされる未成年者を営業所内で発見した場合において、当該未成年者に営業所から立ち退くべきことを勧告することその他の必要な措置を講ずること。  
八 法第三十六条に規定する従業者名簿及びその記載について管理すること。  
九 接待飲食等営業にあつては、法第三十六条の二第一項の規定による確認に係る記録について管理すること。  
十 法第三十八条の四に規定する風俗環境保全協議会における構成員となつた場合に、当該協議会の活動に参画すること。  
十一 ぱちんこ屋及び令第八条に規定する営業にあつては、客がする遊技が過度にわたることがないようにするため、客に対する情報の提供その他必要な措置を講ずること。

<p>十二 営業所における業務の一部が委託される場合において、当該委託に係る業務の適正な実施を図るため必要な当該委託に係る契約の内容、業務の履行状況その他の事項の点検の実施及びその記録の記載について管理すること。</p> <p>（管理者講習） 第三十九条 法第二十四条第六項の規定による管理者に対する講習（以下「管理者講習」という。）の種類は、定期講習、処分時講習及び臨時講習とする。</p> <p>2 定期講習は全ての営業所の管理者（法第十条の二第一項の認定を受けた風俗営業業者の当該認定に係る営業所の管理者であつて当該営業所の管理者として選任された後定期講習を受けたことがあるものを除く。）について当該営業所の管理者として選任された日からおおむね三年ごとに一回、処分時講習は法第二十六条第一項の規定により当該風俗営業の全部又は一部の停止が命じられた場合に当該営業所の管理者について当該処分の日からおおむね一年以内に一回、臨時講習は善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため管理者講習を行う必要がある特別の事情がある場合に当該事情に係る営業所の管理者についてその必要の都度、それぞれ行うものとする。</p> <p>3 管理者講習は、その種別に応じ、次の表の上欄に掲げる区分により、それぞれ同表の中欄に掲げる講習事項について、同表の下欄に掲げる講習時間行うものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>講習事項</th> <th>講習時間</th> </tr> <tr> <td>定期講習</td> <td>法その他営業所における業務の適正な実施に必要な法令に関すること。</td> <td>四時間以上六時間以下</td> </tr> <tr> <td>臨時講習</td> <td>法第二十四条第三項及び第三十条に規定する管理者の業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。</td> <td>四時間以上六時間以下</td> </tr> </table>	種別	講習事項	講習時間	定期講習	法その他営業所における業務の適正な実施に必要な法令に関すること。	四時間以上六時間以下	臨時講習	法第二十四条第三項及び第三十条に規定する管理者の業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。	四時間以上六時間以下	<p>処分時講習</p> <p>定期講習の項中欄に掲げる講習事項</p> <p>二 風俗営業業者若しくはその代理人又は従業者が再び法令の規定に違反</p>	<p>四時間以上六時間以下</p>
種別	講習事項	講習時間										
定期講習	法その他営業所における業務の適正な実施に必要な法令に関すること。	四時間以上六時間以下										
臨時講習	法第二十四条第三項及び第三十条に規定する管理者の業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。	四時間以上六時間以下										

することを防止するために管理者として講ずべき措置に関すること。
臨時風俗営業に係る特別な事情に関する二時間講習事項で、管理者の業務を適正に実施以上四するため必要なものに関すること。時間以下

4 管理者講習は、その種別に応じ、少なくとも次の各号に掲げる営業ごとに区分して、あらかじめ作成した講習計画に基づき、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いる方法により行うものとする。

一 法第二条第四項に規定する接待飲食等営業  
二 法第二条第一項第四号及び第五号に掲げる営業（次号に該当するものを除く。）  
三 ばちんこ屋及び令第八条に規定する営業（管理者講習の通知等）

第四十条 公安委員会は、管理者講習を行おうとするときは、当該管理者講習の実施予定期日の三十日前までに、当該管理者講習を行おうとする管理者に係る風俗営業業者に、別記様式第十六号の管理者講習通知書により通知するものとする。

2 前項の管理者講習通知書に係る風俗営業業者は、病気その他やむを得ない理由により当該管理者に当該管理者講習を受講させることができないときは、当該実施予定期日の十日前までに、当該公安委員会に、当該管理者講習を受講させることができないう旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

第四章 性風俗関連特殊営業等の規制  
第一節 店舗型性風俗特殊営業の規制  
第四十一条 法第二十七条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十七号のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該店舗型性風俗特殊営業を開始しようとする日の十日前までに提出しなければならない。

（店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出）  
第四十二条 法第二十七条第二項に規定する届出書の様式は、店舗型性風俗特殊営業を廃止した場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十八号のとおりとし、変更があつた場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十九号のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該店舗型性風俗特殊営業の廃止又は変更の日から十日以内に提出しなければならない。

（営業の方法を記載した書類の様式）  
第四十三条 法第二十七条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二十号のとおりとする。

（店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付等）  
第四十四条 法第二十七条第四項に規定する書面（以下この節において「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」という。）の様式は、別記様式第二十一号のとおりとする。

2 公安委員会は、法第二十七条第一項の届出書の提出があつた場合において、同条第四項ただし書の規定により店舗型性風俗特殊営業届出確認書を交付しないこととするときは、当該届出確認書を提出した者に別記様式第二十二号の届出確認書不交付通知書を交付するものとする。

（店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付）  
第四十五条 店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付を受けた者は、当該店舗型性風俗特殊営業届出確認書を亡失し、又は当該店舗型性風俗特殊営業届出確認書が滅失したときは、速やかに別記様式第二十三号の届出確認書再交付申請書を当該公安委員会に提出し、店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付を受けなければならない。

（店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納）  
第四十六条 前条の規定により店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付を受けた者は、亡失した店舗型性風俗特殊営業届出確認書を発見し、又は回復したときは、遅滞なく、発見し、又は回復した店舗型性風俗特殊営業届出確認書を当該公安委員会に返納しなければならない。

2 店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付を受けた者が死亡したときは、その同居の親族又は法定代理人は、遅滞なく、店舗型性風俗特殊営業届出確認書を当該公安委員会に返納しなければならない。

（営業所に立ち入つてはならない旨を明らかにする方法）  
第四十七条 法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨を明らかにする方法は、広告又は宣伝を、文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合にあつてはその旨の文言を公衆の見やすいように表示することとし、音声により行う場合にあつてはその旨を公衆のわかりやすいように音声により告げることとする。

2 店舗型性風俗特殊営業を営む者がその営業につき当該営業所周辺に表示する広告物（法第二十八条第五項第一号の広告物をいう。次項において同じ。）であつて、当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の名称又は店舗型性風俗特殊営業の種別のみを表示するもの（当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の所在地を簡易な方法により表示するものを含む。）については、前項の規定にかかわらず、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示を公衆の見やすいように表示することができる。

3 店舗型性風俗特殊営業を営む者が法第二十八条第十項の規定により十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨の文言を営業所の入口に表示している場合には、前二項の規定にかかわらず、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者がその営業につき当該営業所の入口周辺又は内部に表示する広告物にその旨の文言又は前項に規定する標示を表示しないことができる。（準用規定）

第四十八条 第三十五条の規定は、法第二十八条第十項の規定による表示について準用する。

（標準の貼付け手続）  
第四十九条 法第三十一条第一項の規定による標準の貼付けは、法第三十条第一項の規定による停止の命令があつた後速やかにするものとする。（標準の取り除き申請手続）

第五十条 法第三十一条第二項の規定による申請を行うおとする者は、別記様式第二十四号の標準除去申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の標準除去申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 法第三十一条第二項第一号に掲げる事由がある場合において、当該施設を用いて営もうとする営業その他当該施設に係る用途について法令の規定により行政庁の許可その他の処分を受けなければならないこととされているときにあつては、当該処分を受けたことを証明する書類

二 法第三十一条第二項第二号に掲げる事由がある場合において、当該取壊しについて建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十五条第一項の規定により届出をしなければならぬときにあつては、当該届出をしたことを証明する書類

三 法第三十一条第二項第三号に掲げる事由がある場合において、当該増築又は改築について建築基準法第六十六条第一項の規定による確認を受けなければならないこととされているときにあつては、当該確認を受けたことを証明する書類

第五十一条 法第三十一条第三項の規定による申請を行うおとする者（次項において「標準除去申請者」という。）は、別記様式第二十四号の標準除去申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の標準除去申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 住民票の写し  
二 標準除去申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書  
三 申請に係る施設が不動産である場合にあつては、登記事項証明書  
四 標準除去申請者が申請に係る施設の使用について権原を有することを証明する書類  
五 処分の期間における施設の使用に關し、標準除去申請者と処分を受けた者との法律関係を明らかにする書類（当該期間において処分を受けた者に当該施設を使用させない旨を誓約する標準除去申請者の書面を含む。）

（無店舗型性風俗特殊営業の規制）  
第二節 無店舗型性風俗特殊営業の規制  
第五十二条 法第三十一条の二第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第二十五号のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該無店舗型性風俗特殊営業を開始しようとする日の十日前までに提出しなければならない。

（無店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出）  
第五十三条 第四十二条の規定は、法第三十一条の二第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十二条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは、「無店舗型性風俗特殊営業」と、同条第一項中「別記様式第十八号」とあるのは、「別記様式第二十六号」と、「別記様式第十九号」とあるのは、「別記様式第二十七号」と読み替えるものとする。

（営業の方法を記載した書類の様式）  
第五十四条 法第三十一条の二第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二十八号のとおりとする。

（営業の方法を記載した書類の様式）  
第五十四条 法第三十一条の二第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二十八号のとおりとする。

(無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付等)  
**第五十五条** 法第三十一条の第四項に規定する書面(次項において「無店舗型性風俗特殊営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第二十九号のとおりとする。

**2** 第四十四条第二項の規定は法第三十一条の第二項又は第二項の届出書であつて受付所を設ける旨が記載されているもの提出があつた場合について、第四十五条の規定は無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付について、第四十六条の規定は無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十四条第二項中「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」とあるのは「無店舗型性風俗特殊営業届出確認書」と、第四十六条第一項中「前条」とあるのは「第五十五条第二項において準用する第四十五条」と読み替へるものとする。

(処分移送通知書の様式)

**第五十六条** 法第三十一条の六第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第三十号のとおりとする。  
 (準用規定)

**第五十七条** 第四十七条の規定は、法第三十一条の三第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法について準用する。この場合において、第四十七条第二項中「店舗型性風俗特殊営業を営む者」とあるのは「受付所を設けて法第二十七条第一号の営業を営む者」と、「営業所周辺」とあるのは「受付所周辺」と、「当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の所在地」とあるのは「当該受付所の所在地」と、「その営業所」とあるのは「その受付所」と、同条第三項中「店舗型性風俗特殊営業を営む者が法第二十八条第十項」とあるのは「受付所を設けて法第二十七条第一号の営業を営む者が法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第十項」と、「その営業所」とあるのは「その受付所」と、「営業所の入口」と、「当該店舗型性風俗特殊営業」

とあるのは「当該営業」と、「当該営業所」とあるのは「当該受付所」と読み替へるものとする。  
**2** 第三十五条の規定は、法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第十項の規定による表示について準用する。

**3** 第四十九条の規定は法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第一項の規定による標準の貼付けについて、第五十条の規定は法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項の規定による申請を行おうとする者について、第五十一条の規定は法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第三項の規定による申請を行おうとする者について準用する。この場合において、第四十九条中「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十一条の五第一項又は法第三十一条の六第二項第二号」と、第五十条第二項第一号中「法第三十一条第二項第一号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第一号」と、同項第三号中「法第三十一条第二項第三号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第三号」と、同項第二号中「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第二号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第二号」と読み替へるものとする。

**第三節** 映像送信型性風俗特殊営業の規制

**第五十八条** 法第三十一条の七第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第三十一号のとおりとする。

**2** 前項の届出書は、当該映像送信型性風俗特殊営業を開始しようとする日の十日前までに提出しなければならない。

(映像送信型性風俗特殊営業の廃止等の届出)  
**第五十九条** 第四十二条の規定は、法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十二条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「映像送信型性風俗特殊営業」と、同条第一項中「別記様式第十八号」

とあるのは「別記様式第二十六号」と、「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と読み替へるものとする。  
 (営業の方法を記載した書類の様式)  
**第六十条** 法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三十二号のとおりとする。

(映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の交付等)  
**第六十一条** 法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第四項に規定する書面(次項において「映像送信型性風俗特殊営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第三十三号のとおりとする。

**2** 第四十五条の規定は映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付について、第四十六条の規定は映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「前条」とあるのは、「第六十一条第二項において準用する第四十五条」と読み替へるものとする。  
 (準用規定)

**第六十二条** 第四十七条第一項の規定は、法第三十一条の八第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法について準用する。  
**2** 第五十六条の規定は、法第三十一条の十一第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

**第四節** 店舗型電話異性紹介営業の規制

(店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出)  
**第六十三条** 法第三十一条の十二第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第三十四号のとおりとする。

**2** 前項の届出書は、当該店舗型電話異性紹介営業を開始しようとする日の十日前までに提出しなければならない。

(店舗型電話異性紹介営業の廃止等の届出)  
**第六十四条** 第四十二条の規定は、法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十二条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは、「店舗型電話異性紹介営業」と読み替へるものとする。

(営業の方法を記載した書類の様式)  
**第六十五条** 法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三十五号のとおりとする。  
 (店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付等)  
**第六十六条** 法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第四項に規定する書面(次項において「店舗型電話異性紹介営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第三十六号のとおりとする。

**2** 第四十四条第二項の規定は法第三十一条の十二第一項の届出書の提出があつた場合について、第四十五条の規定は店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付について、第四十六条の規定は店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十四条第二項中「同条第四項ただし書」とあるのは「法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第四項ただし書」と、「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業届出確認書」と、第四十六条第一項中「前条」とあるのは「第六十六条第二項において準用する第四十五条」と読み替へるものとする。  
 (法第二十九条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置)

**第六十七条** 法第三十一条の十三第三項の国家公安委員会規則で定める措置は、法第二十九条第九項に規定する会話の申込みがあつた場合において、その都度、次の各号のいずれかの方法により当該会話の申込みをした者(以下この項において「申込者」という。)が十八歳以上であることを確認する措置とする。

- 一 申込者から、その身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該申込者の年齢又は生年月日を証する書面(以下この条及び第七十三条において「身分証明書等」という。)の当該申込者の年齢又は生年月日を確認するために必要な部分の写し(以下この条及び第七十三条において単に「写し」という。)をフアクシミリ装置により受信すること。
- 二 申込者から、クレジットカードを使用する方法その他の十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。

二 申込者から、クレジットカードを使用する方法その他の十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。

三 申込者から、次項の規定により当該申込者があらかじめ付与された識別番号及び暗証番号（以下この条及び第七十三条において「識別番号等」という。）の告知を受けること。

2 識別番号等は、第一号に掲げる者が、識別番号等の付与を受けようとする者（以下この条及び第七十三条において「識別番号等付与希望者」という。）の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第二号に掲げる方法（第一号に規定する者にあつては、第二号二に掲げる方法を除く。）により確認した上で、付与するものとする。

一 次のいずれかに掲げる者

- イ 当該店舗型電話異性紹介営業を営む者
- ロ 当該店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二十九条に規定する会話の申込みをした者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務（以下「識別番号付与等業務」という。）を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの
- (1) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であること。
- (2) その役員（理事、監事又はこれらに準ずる者をい）、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し理事、監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は識別番号付与等業務に従事させようとする職員のうち次に掲げる者がいないものであること。

- (i) 法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者
- (ii) 精神機能の障害により識別番号付与等業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないう者
- (iii) 法に基づき処分（法第二十六条第一項又は法第三十一条の二十五第一項に

基づく許可の取消しに係る処分を除く。）を受けた日から起算して五年を経過しない者（当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該処分に係る聴聞の期日若しくは場所が公示された日又は弁明の機会の付与の通知がなされた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であつた者で当該処分の日から起算して五年を経過しないものを含む。）

- (3) 識別番号等付与希望者が十八歳以上であることを確認する方法その他の識別番号付与等業務の適正な実施を確保するため必要な事項に関する規程を定め、これを公表しており、識別番号付与等業務を実施するに当たり当該規程を遵守すると認められるものであること。
- (4) 当該店舗型電話異性紹介営業を営む者との委託に係る契約において（3）に規定する事項を明らかにしているものであること。

- 二 次のいずれかに掲げる方法
  - イ 十八歳以上であるが一見して明らかに識別番号等付与希望者については、対面すること。
  - ロ 識別番号等付与希望者から身分証明書等の提示を受けること。
  - ハ 識別番号等付与希望者から身分証明書等の写しをフアクシミリ装置により受信すること。
  - ニ 識別番号等付与希望者から、クレジットカードを使用する方法その他の十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。
- （準用規定）
- 第六十八条 第四十七条の規定は、法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨及び十八歳未満の者

が法第三十一条の十二第一項第三号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨を明らかにする方法について準用する。この場合において、第四十七条第二項中「店舗型風俗特殊営業を営む者」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業を営む者」と、同条第三項中「店舗型風俗特殊営業」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業の名称」と、同条第三項中「店舗型風俗特殊営業」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業の名称」と、同条第三項中「店舗型風俗特殊営業」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業」とあるのは「法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第十項」と読み替えるものとする。

- 2 第三十五条の規定は、法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第十項の規定による表示について準用する。
- 3 第四十九条の規定は法第三十一条の十六第一項の規定は法第三十一条の十六第二項の規定による申請を行おうとする者について、第五十一条の規定は法第三十一条の十六第三項の規定による申請を行おうとする者について準用する。この場合において、第四十九条中「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十一条の十五第一項」と、第五十条第二項第一号中「法第三十一条第二項第一号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第一号」と、同項第二号中「法第三十一条第二項第二号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第二号」と、同項第三号中「法第三十一条の十六第二項第三号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第三号」と読み替えるものとする。

- 第五節 無店舗型電話異性紹介営業の規制
- 第六十九条 法第三十一条の十七第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第三十七号のとおりとする。
- 2 前項の届出書は、当該無店舗型電話異性紹介営業を開始しようとする日の十日前までに提出しなければならない。
- （無店舗型電話異性紹介営業の廃止等の届出）
- 第七十条 第四十二条の規定は、法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二

第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十二条中「店舗型風俗特殊営業」とあるのは「無店舗型電話異性紹介営業」と、同条第一項中「別記様式第十八号」とあるのは「別記様式第二十六号」と、「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と読み替えるものとする。

（営業の方法を記載した書類の様式）

第七十一条 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の第二第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三十八号のとおりとする。

（無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付等）

第七十二条 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の第二第四項に規定する書面（次項において「無店舗型電話異性紹介営業届出確認書」という。）の様式は、別記様式第三十九号のとおりとする。

- 2 第四十五条の規定は無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付について、第四十六条の規定は無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「前条」とあるのは、「第七十二条第二項において準用する第四十五条」と読み替えるものとする。
- （法第二十条第十項の会話の申込みをした者等が十八歳以上であることを確認するための措置）
- 第七十三条 法第三十一条の十八第三項の国家公安委員会規則で定める措置は、法第二十条第十項に規定する会話の申込みがあつた場合又は同項に規定する会話の申込みを当該申込みを受けようとする者に取り次ぐ場合において、その都度、次の各号のいずれかの方法により当該会話の申込みをした者又は当該会話の申込みを受けようとする者（以下この項において「申込者等」という。）が十八歳以上であることを確認する措置とする。

- 一 申込者等から、その身分証明書等の写しをフアクシミリ装置により受信すること。
- 二 申込者等から、クレジットカードを使用する方法その他の十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。
- 三 申込者等から、次項の規定により当該申込者等があらかじめ付与された識別番号等の告知を受けること。

2 識別番号等は、次の各号のいずれかに掲げる者が、識別番号等付与希望者の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第六十七条第二項第二号に掲げる方法（第二号に規定する者にあつては、第六十七条第二号二に掲げる方法を除く。）により確認した上で、付与するものとする。

一 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者  
二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けた、十八歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二十条第十項に規定する会話の申込みをした者若しくは同項に規定する会話の申込みを受けようとする者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの  
イ 第六十七条第二項第一号ロ（1）からロ（3）までに規定する事項  
ロ 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者との委託に係る契約において第六十七条第二項第一号ロ（3）に規定する事項を明らかにしているものであること。

（準用規定）  
第七十四條 第四十七條第一項の規定は、法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八條第九項の規定により十八歳未満の者が法第三十一条の十七第一項第四号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨を明らかにする方法について準用する。

2 第五十六条の規定は、法第三十一条の二十一第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。  
第六節 特定遊興飲食店営業の規制等（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）  
第七十四條の二 第六條の二の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第四條第一項第五号の国家公安委員会規則で定める者について準用する。この場合において、第六條の二の「風俗営業」とあるのは、「特定遊興飲食店営業」と読み替えるものとする。

第七十五條 法第三十一条の二十三において準用する法第四條第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室の床面積は、一室の床面積を三十三平方メートル以上とすること。
- 二 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。
- 三 善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。
- 四 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。
- 五 第九十五条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。
- 六 第三十二条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。
- 七 第三十二条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。
- （ホテル等内適合営業所の基準）  
第七十六條 法第三十一条の二十三において準用する法第四條第二項第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。  
一 営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階（当該営業所が最上階に設けられる場合は屋上）の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分を旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けて旅館・ホテル営業を営む者（以下この条において「ホテル等営業者」という。）又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜夜において酒類提供飲食店営業者若しくは興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第二項に規定する興行場営業を営む者が管理すること。  
二 バルコニーを設置する場合にあつては、バルコニーに通じる出入口に二重扉を設けること。  
三 非常の場合を除き、営業所が設けられる施設のうちホテル等営業者が管理する部分を通じてのみ客（客となる者を含む。次号において同じ。）が営業所に出入りできるような構造であること。  
四 営業所への客の出入りをホテル等営業者が適切に管理することが見込まれること。

五 営業所が設けられる旅館業法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設が法第二条第六項第四号に規定する営業の用に供されるものでないこと。  
（特定遊興飲食店営業の許可申請の手続）  
第七十七條 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第四十号のとおりとする。  
2 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第一項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第四十一号のとおりとする。（許可証の交付）

第七十八條 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第二項に規定する許可証の様式は、別記様式第四十二号のとおりとする。  
2 第十條第二項及び第三項の規定は、法第三十一条の二十二の許可について準用する。この場合において、第十條第三項中「別記様式第四号の風俗営業管理者証」とあるのは、「別記様式第四十三号の特定遊興飲食店営業管理者証」と読み替えるものとする。  
（通知の方法）  
第七十九條 第十一條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第五条第三項の規定による通知について準用する。  
（許可証の再交付の申請）  
第八十條 第十二條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第五条第四項の規定による許可証の再交付について準用する。  
（特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請）  
第八十一條 第十三條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七條第一項の規定により相続の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十三條第二項第一号中「風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三条第一項の許可又は法第七條第一項の承認（以下「特定遊興飲食店営業許可等」とあるのは「第一条第五号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第五号」と、同項第二号中「風俗営業許可等」とあるのは「特定遊興飲食店営業許可等」と）」とあるのは「第一条第六号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第六号」と、同項第三号中「第一条第四号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第四号」と読み替えるものとする。  
（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請）  
第八十二條 第十四條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七條の第二項の規定により法人の合併の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十四條第三項第二号中「第一条第四号」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。  
（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）  
第八十三條 第十五條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七條の第三項の規定により法人の分割の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十五條第三項第二号中「第一条第四号イ」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。  
（相続等の承認に関する通知）  
第八十四條 第十六條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七條第一項、法第七條の第二項又は法第七條の第三項の規定による相続等の承認に関する通知について準用する。  
（許可証の書換えの手續）  
第八十五條 第十七條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七條第五項（法第三十一条の二十三において準用する法第七條の第二第三項又は第七條の第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の書換えを受けようとする者について準用する。  
（許可証の返納）  
第八十六條 第十八條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七條第六項の規定による許可証の返納について準用する。  
（変更の承認の申請）  
第八十七條 法第三十一条の二十三において準用する法第九條第一項の規定により変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十号の変更承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。  
2 前項の変更承認申請書には、府令第十七条において準用する府令第一条第一号から第三号ま

業許可等」と、「第一条第六号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第六号」と、同項第三号中「第一条第四号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第四号」と読み替えるものとする。  
（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請）  
第八十二條 第十四條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七條の第二項の規定により法人の合併の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十四條第三項第二号中「第一条第四号」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。  
（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）  
第八十三條 第十五條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七條の第三項の規定により法人の分割の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十五條第三項第二号中「第一条第四号イ」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。  
（相続等の承認に関する通知）  
第八十四條 第十六條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七條第一項、法第七條の第二項又は法第七條の第三項の規定による相続等の承認に関する通知について準用する。  
（許可証の書換えの手續）  
第八十五條 第十七條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七條第五項（法第三十一条の二十三において準用する法第七條の第二第三項又は第七條の第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の書換えを受けようとする者について準用する。  
（許可証の返納）  
第八十六條 第十八條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七條第六項の規定による許可証の返納について準用する。  
（変更の承認の申請）  
第八十七條 法第三十一条の二十三において準用する法第九條第一項の規定により変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十号の変更承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。  
2 前項の変更承認申請書には、府令第十七条において準用する府令第一条第一号から第三号ま

業許可等」と、「第一条第六号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第六号」と、同項第三号中「第一条第四号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第四号」と読み替えるものとする。  
（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請）  
第八十二條 第十四條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七條の第二項の規定により法人の合併の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十四條第三項第二号中「第一条第四号」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。  
（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）  
第八十三條 第十五條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七條の第三項の規定により法人の分割の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十五條第三項第二号中「第一条第四号イ」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。  
（相続等の承認に関する通知）  
第八十四條 第十六條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七條第一項、法第七條の第二項又は法第七條の第三項の規定による相続等の承認に関する通知について準用する。  
（許可証の書換えの手續）  
第八十五條 第十七條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七條第五項（法第三十一条の二十三において準用する法第七條の第二第三項又は第七條の第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の書換えを受けようとする者について準用する。  
（許可証の返納）  
第八十六條 第十八條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七條第六項の規定による許可証の返納について準用する。  
（変更の承認の申請）  
第八十七條 法第三十一条の二十三において準用する法第九條第一項の規定により変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十号の変更承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。  
2 前項の変更承認申請書には、府令第十七条において準用する府令第一条第一号から第三号ま

で掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。  
(軽微な変更等の届出等)

第八十八条 法第三十一条の二十三において準用する法第九條第三項第一号又は第二号に係る同項に規定する届出書の様式は、別記様式第十一号のとおりとする。

2 前項の届出書の提出は、法第三十一条の二十三において準用する法第九條第三項第一号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から十日(当該変更が法人の名称、住所、代表者の氏名又は役員若しくは若しくは住所に係るものである場合に於ては、二十日)以内に、同項第二号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から一月(当該変更が照明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合に於ては、十日)以内にしなければならない。

3 法第三十一条の二十三において準用する法第九條第三項第一号の規定により法第三十一条の二十三において準用する法第五條第一項第五号に掲げる事項の変更に係る届出書を提出する場合同様に、当該変更前の事項の記載された特定遊興飲食店営業管理者証の交付を受けているときは、併せて、当該特定遊興飲食店営業管理者証を提出しなければならない。  
4 公安委員会は、前項の届出書に記載された変更後の管理者が法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに、当該届出書を提出した者に当該管理者に係る特定遊興飲食店営業管理者証を新たに又は書き換えて交付するものとする。

(特例特定遊興飲食店営業業者による変更の届出)  
第八十九条 前条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九條第五項に規定する届出書について準用する。この場合において、前条第二項中「十日(当該変更が法人の名称、住所、代表者の氏名又は役員若しくは住所に係るものである場合に於ては、二十日)以内」に、同項第二号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から一月(当該変更が照明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合に於ては、十日)以内」とあるのは、「十日以内」と読み替えるものとする。  
(準用規定)

第九十条 第十六條の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第九條第一項の承認につ

いて、第十七條の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第九條第四項の規定により特定遊興飲食店営業許可証の書換えを受けようとする者について準用する。  
(許可証の返納)

第九十一条 第二十三條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十條第一項又は第三項の規定による許可証の返納について準用する。  
(特例特定遊興飲食店営業業者の認定の基準)

第九十二条 第二十四條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十條の第二項第三号の国家公安委員会規則で定める基準について準用する。  
(特例特定遊興飲食店営業業者の認定申請の手続)

第九十三条 法第三十一条の二十三において準用する法第十條の第二項に規定する認定申請書の様式は、別記様式第四十四号のとおりとする。  
(認定証の交付等)

第九十四条 法第三十一条の二十三において準用する法第十條の第二項に規定する認定証の様式は、別記様式第四十五号のとおりとする。  
2 第二十六條第二項の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十條の第二項の認定について準用する。

3 第十一條の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十條の第二項第四項の規定による通知について、第十二條の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十條の第二項第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者について、第二十三條の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十條の第二項第七項又は第九項の規定による認定証の返納について準用する。この場合において、第十二條中「別記様式第五号の許可証再交付申請書」とあるのは、「別記様式第十五号の認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。  
(特定遊興飲食店営業に係る営業所内の照度の測定方法)

第九十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第十四條の営業所内の照度は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。  
一 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある場合 当該設備の上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分

二 前号に掲げる場合以外の場合  
イ 椅子がある客席にあつては、椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分  
ロ 椅子がない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面(畳又はこれに準ずるものが敷かれてある場合に於ては、その表面)

(特定遊興飲食店営業に係る営業所内の照度の数値)  
第九十六条 法第三十一条の二十三において準用する法第十四條の国家公安委員会規則で定める照度の数値は、十ルクスとする。  
(特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等)

第九十七条 第三十七條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四條第二項第三号の国家公安委員会規則で定める者について準用する。  
2 第三十七條の二の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四條第二項第三号の国家公安委員会規則で定める者について準用する。

3 第三十八條(第三号及び第十一号を除く。)の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四條第三項の国家公安委員会規則で定める業務について準用する。この場合において、第三十八條第二号中「第七條」とあるのは「第七十五條」と、同条第六号中「法第十三條第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定めるときまでの時間」とあるのは「深夜」と、同条第七号中「法第二十二條第一項第五号又は同条第二項の規定に基づく都道府県の条例」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十二條第一項第五号」と、同条第九号中「接待飲食等営業にあつては、法第三十六條の第二項」とあるのは「法第三十六條の第二項」と読み替えるものとする。

4 第三十九條(第四項を除く。)及び第四十條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四條第六項の規定による管理者に対する講習について準用する。この場合において、第三十九條第二項中「法第十條の二第一項の認定を受けた風俗営業業者」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第十條の二第一項の認定を受けた特定遊興飲食店営業業者」と、

「法第二十六條第一項の規定により当該風俗営業」とあるのは「法第三十一条の二十五第一項の規定により当該特定遊興飲食店営業」と、同条第三項の表定期講習の項中「法第二十四條第三項及び第三十八條」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十四條第三項及び第九十七條第二項において準用する法第三十八條(第三号及び第十一号を除く。)」と、第四十條第一項中「別記様式第十六号」とあるのは「別記様式第四十六号」と読み替えるものとする。  
(準用規定)

第九十八条 第二十七條の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十三條第三項の規定により特定遊興飲食店営業業者が講ずる措置について、第二十八條及び第二十九條の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十三條第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿について準用する。  
2 第三十五條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十八條の規定による表示について準用する。

第七節 深夜における飲食店営業の規制等  
第九十九条 法第三十二條第一項の国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。  
一 客室の床面積は、一室の床面積を九・五平方メートル以上とすること。ただし、客室の数が一室のみである場合は、この限りでない。  
二 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。  
三 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備(第一百二條に規定する営業に係る営業所にあつては、少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を含む。)を設けなければならないこと。  
四 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。  
五 次条に定めるところにより計った営業所内の照度が二十ルクス以下とならないように維

持する。

持されるため必要な構造又は設備を有すること。

六 第三十二条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第三十二条第二項において準用する法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

(深夜における飲食店営業に係る営業所内の照度の測定方法)

第一百零二条 法第三十二条第二項において準用する法第十四条の営業所内の照度は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。

- 一 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある場合、当該設備の上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分
- 二 前号に掲げる場合以外の場合
  - イ 椅子がある客席にあつては、椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分
  - ロ 椅子がない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面(畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面)

(深夜における飲食店営業に係る営業所内の照度の数値)

第一百零一条 法第三十二条第二項において準用する法第十四条の国家公安委員会規則で定める照度の数値は、二十ルクスとする。

(国家公安委員会規則で定める飲食店営業)

第一百零二条 法第三十二条第三項において読み替えて準用する法第三十二条第一項第四号及び第五号の国家公安委員会規則で定める営業は、次の各号のいずれかに該当する営業とする。

- 一 営業の常態として客に通常主食と認められる食事を提供して営む飲食店営業(法第二十三条第三項第四号に規定する飲食店営業をいう。以下同じ。)
- 二 前号に掲げるもののほか、営業の常態としてコーヒ、ケーキその他の茶菓類以外の飲食物を提供して営む飲食店営業(酒類を提供して営むものを除く。)

(深夜における酒類提供飲食店営業の届出)

第一百零三条 法第三十三条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第四十七号のとおりとする。

2 法第三十三条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第四十八号のとおりとする。

3 第一項の届出書は、深夜において当該酒類提供飲食店営業を開始しようとする日の十日前までに提出しなければならない。

(深夜における酒類提供飲食店営業の廃止等の届出)

第一百零四条 第四十二条の規定は、法第三十三条第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十二条第一項中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「深夜における酒類提供飲食店営業」と、同条第二項中「当該店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「当該酒類提供飲食店営業」と、「十日以内」とあるのは「十日(当該変更が法人の名称、住所又は代表者の氏名に係るものである場合にあつては、二十日)以内」と読み替へるものとする。

第八節 接客業務受託営業に係る処分移送通知書

第一百五十六条の規定は、法第三十五条の第四第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

第五章 雑則

(従業者名簿の備付けの方法)

第一百零六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、法第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者及び深夜において飲食店営業(酒類提供飲食店営業を除く。)を営む者は、その従業者が退職した日から起算して三年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を備えておかなければならない。

(電磁的方法による記録)

第一百七十条 法第三十六条に規定する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録(次条において「電磁的名簿」という。)をもつて同条に規定する当該事項が記載された従業者名簿に代えることができる。

2 前項の規定による記録をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(確認の記録)

第一百零八条 法第三十六条の第二項の記録の作成及び保存は、次のいずれかの方法により行わなければならない。この場合において、当該記録は、当該従業者が退職した日から起算して三年を経過する日まで保存しなければならない。

一 法第三十六条の第二項の確認をした従業者ごとに、同項各号に掲げる事項及び当該確認をした年月日(法第三十六条の規定により従業者名簿に記載しなければならないこととされている事項を除く。以下この条において「記録事項」という。)を当該従業者に係る従業者名簿に記載し、かつ、当該確認に用いた書類の写しを当該従業者名簿に添付して保存する方法

二 前号に規定する従業者ごとに、記録事項を当該従業者に係る電磁的名簿に記載し、かつ、法第三十六条の第二項の確認に用いた書類の写し又は当該書類に記載されている事項をスキヤナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてきた電磁的方法による記録を当該従業者に係る記録事項が記録された当該従業者に係る電磁的名簿の内容と照合できるようにして保存する方法

2 前条第二項の規定は、前項第二号の規定により記録事項を電磁的名簿に記載する場合及び電磁的方法による記録を保存する場合について準用する。

(証明書の様式)

第一百零九条 法第三十七条第三項に規定する証明書の様式は、別記様式第四十九号のとおりとする。

(風俗環境保全協議会)

第一百十条 法第三十八条の四第一項に規定する風俗環境保全協議会の委員は、公安委員会が委嘱する。

(聴聞の公示)

第一百一十一条 法第四十一条第二項の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(書面の交付)

第一百十二条 公安委員会は、第十一条(第二十六条第三項、第七十九条及び第九十四条第三項)において準用する場合を含む。、第十六条(第十二条、第八十四条及び第九十条において準用する場合を含む。)、及び第四十四条第二項(第五十五条第二項及び第六十六条第二項において

準用する場合を含む。)に定めるもののほか、法の規定に基づき処分(指示を含む。以下同じ。)をするときは、当該処分の理由を記載した書面により行うものとする。

報告する場事項	法第三十一条の三第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。
一 法第三十一条の三第一項の許可をした日(以下この条において「氏名等」という。)並びに本籍(日本国籍を有しない者にあつては、国籍。以下この条において同じ。)	一 許可を受けた者が個人である場合 二 許可を受けた者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員氏名等及び本籍
二 許可を受けた者が個人である場合	二 許可を受けた者が個人である場合
三 営業所の名称及び所在地	三 営業所の名称及び所在地
四 風俗営業の種類	四 風俗営業の種類
五 許可年月日	五 許可年月日
六 許可番号	六 許可番号
七 承認を受けた者の氏名等及び本籍	七 承認を受けた者の氏名等及び本籍
八 営業所の名称及び所在地	八 営業所の名称及び所在地
九 風俗営業の種類	九 風俗営業の種類
十 承認年月日	十 承認年月日
十一 許可番号	十一 許可番号
十二 合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員氏名等及び本籍	十二 合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員氏名等及び本籍
十三 営業所の名称及び所在地	十三 営業所の名称及び所在地
十四 風俗営業の種類	十四 風俗営業の種類
十五 承認年月日	十五 承認年月日
十六 許可番号	十六 許可番号
十七 分割により風俗営業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員氏名等及び本籍	十七 分割により風俗営業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員氏名等及び本籍
十八 営業所の名称及び所在地	十八 営業所の名称及び所在地





<p>八 処分の種別及び内容</p> <p>二十 法第一三十五條の二は、その氏名及び住所第四第一項、二 処分を受けた者が法人である場第二項又は合には、その名称及び住所並びに代第四項の規表者の氏名</p> <p>定による処三 当該営業につき広告又は宣伝を分をした場合三 当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が二以上ある場合にあつては、それら全部の呼称）及び事務所の所在地</p> <p>四 処分年月日</p> <p>五 処分番号</p> <p>六 処分の理由</p> <p>七 処分の種別及び内容</p>	<p>二 法第四十一條の三第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p> <p>通報する場合</p> <p>一 風俗営業者若しくはその代理人若しくはその代理人等（以下等及び本籍「代理人等」という。）二 当該風俗営業者が法人が法第二十五條若しくは法第二十六條第及び住所並びに代表者の氏一項の規定による処名並びに役員等の氏名等及び分の事由となる違反本籍</p> <p>行為をし、又は風俗三 営業所の名称及び所</p> <p>業業者が当該処分に在</p> <p>違反したと認める場</p> <p>四 風俗営業の種類</p> <p>五 許可番号</p> <p>六 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項</p> <p>七 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日</p> <p>八 当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p>	<p>は第二項若しくは法称及び住所並びに代表者の第三十一條の六第二氏名</p> <p>第三十一條の二第一項の規定による処分三 法第三十一條の二第一の事由となる行為若項第二号から第四号までにしくは違反行為をし、掲げる事項</p> <p>又は無店舗型性風俗四 法第三十一條の二第一特殊営業を営む者が項の届出書に係る届出受理</p> <p>当該処分に違反した番号</p> <p>五 当該行為若しくは当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項</p> <p>六 当該行為若しくは当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日</p> <p>七 当該行為若しくは当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p>	<p>三 映像送信型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人名及び住所等が法第三十一條の二九第一項、法第三十條の十若しくは法称及び住所並びに代表者の第三十一條の十一第氏名</p> <p>二項の規定による処三 法第三十一條の七第一分の事由となる違反項第二号及び第三号に掲げ行為をし、又は映像四 法第三十一條の七第一送信型性風俗特殊営業を営む者が当該処分に違反したと認める場合</p> <p>五 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項</p> <p>六 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日</p> <p>七 当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p> <p>八 当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p>
<p>四 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が法第三十一條の二九第一項、法第三十一條の二十若しくは法第三十一條の二氏名</p> <p>一 当該営業を営む者が個人である場合には、その氏名及び住所</p> <p>二 当該営業を営む者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</p>	<p>一 当該営業を営む者が個人である場合には、その氏名及び住所</p> <p>二 当該営業を営む者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>三 法第三十一條の七第一分の事由となる違反項第二号及び第三号に掲げ行為をし、又は映像四 法第三十一條の七第一送信型性風俗特殊営業を営む者が当該処分に違反したと認める場合</p> <p>五 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項</p> <p>六 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日</p> <p>七 当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p>	<p>一 当該営業を営む者が個人である場合には、その氏名及び住所</p> <p>二 当該営業を営む者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>三 法第三十一條の七第一分の事由となる違反項第二号及び第三号に掲げ行為をし、又は映像四 法第三十一條の七第一送信型性風俗特殊営業を営む者が当該処分に違反したと認める場合</p> <p>五 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項</p> <p>六 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日</p> <p>七 当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p>	<p>よる処分の事由とな三 法第三十一條の十七第七項の規定による違反行為をし、又は無店四 法第三十一條の十七第七項の届出書に係る届出受理番号</p> <p>五 当該行為若しくは当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項</p> <p>六 当該行為若しくは当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日</p> <p>七 当該行為若しくは当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p>
<p>六 接客業務受託営業を営む者若しくはその代理人等が法第三十五條の四第一項、二 当該営業を営む者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>三 当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が二以上ある場合にあつては、それ</p>	<p>一 当該営業を営む者が個人である場合には、その氏名及び住所</p> <p>二 当該営業を営む者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>三 法第三十一條の七第一分の事由となる違反項第二号及び第三号に掲げ行為をし、又は映像四 法第三十一條の七第一送信型性風俗特殊営業を営む者が当該処分に違反したと認める場合</p> <p>五 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項</p> <p>六 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日</p> <p>七 当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p>	<p>一 当該営業を営む者が個人である場合には、その氏名及び住所</p> <p>二 当該営業を営む者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>三 法第三十一條の七第一分の事由となる違反項第二号及び第三号に掲げ行為をし、又は映像四 法第三十一條の七第一送信型性風俗特殊営業を営む者が当該処分に違反したと認める場合</p> <p>五 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項</p> <p>六 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日</p> <p>七 当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p>	<p>よる処分の事由とな三 法第三十一條の十七第七項の規定による違反行為をし、又は無店四 法第三十一條の十七第七項の届出書に係る届出受理番号</p> <p>五 当該行為若しくは当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項</p> <p>六 当該行為若しくは当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日</p> <p>七 当該行為若しくは当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p>
<p>5 この規則の施行の際に深夜において営む飲食店営業に係る営業所の客室の床面積の大き</p>	<p>4 この規則の施行の際に規定する者が現に営む営業所に係る第三十一條第二号の規定の適用については、同号中「第六條に規定する技術上の基準」とあるのは、「第六條に規定する技術上の基準（この規則の施行の際に規定する者が現に営む営業所に係る床面積の大きさの基準にあつては、同項の規定によりなお従前の例によることとされる数値）」とする。</p> <p>3 前項の規定は、営業所の増築、改築その他の行為で当該床面積の大きさに係るものにより営業所の構造を変更しようとする場合及び当該変更をした場合においては、適用しない。</p> <p>2 この規則の施行の際に法第二條第一項第一号から第五号までに掲げる営業に係る営業所の客室（同項第四号に掲げる営業にあつては、ダンスをさせるための営業所の部分）の床面積の大きさにつき、改正前の風俗営業等取締法（以下「旧法」という。）の規定に基づく都道府県の条例により、第六條の表下欄に規定する数値に満たない数値を定めて掲げる場合における改正法附則第三條第一項に規定する者が現に営む営業所の当該床面積の大きさに係る法第四條第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基準としての数値については、第六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>1 この規則は、風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十年二月十三日）から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際に法第二條第一項第一号から第五号までに掲げる営業に係る営業所の客室（同項第四号に掲げる営業にあつては、ダンスをさせるための営業所の部分）の床面積の大きさにつき、改正前の風俗営業等取締法（以下「旧法」という。）の規定に基づく都道府県の条例により、第六條の表下欄に規定する数値に満たない数値を定めて掲げる場合における改正法附則第三條第一項に規定する者が現に営む営業所の当該床面積の大きさに係る法第四條第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基準としての数値については、第六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>分には違反したと認めら全部の呼称）及び事務所の所在地</p> <p>四 当該行為若しくは当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項</p> <p>五 当該行為若しくは当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日</p> <p>六 当該行為若しくは当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p>

附則

につき、旧法の規定に基づく条例の規定により、第四十条第一号に規定する数値に満たない数値を定めている場合におけるこの規則の施行の際に当該営業を営む者の当該営業所の当該床面積の大きさに係る法第三十二条第一号第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基準としての数値については、第四十条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 附則第三項の規定は、前項に規定する者の当該営業所に係る構造を変更しようとする場合及び当該変更をした場合について準用する。

附則 (平成元年一月二十七日国家公安委員会規則第一号)  
この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附則 (平成元年三月二十七日国家公安委員会規則第五号)  
この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附則 (平成元年七月三日国家公安委員会規則第一〇号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年八月三十一日国家公安委員会規則第六号) 抄  
この規則は、平成二年十月一日から施行する。

1 この規則は、平成二年十月一日から施行する。

(許可に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現にばちんこ屋に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第五条第一項の許可申請書を都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出している者については、法第四条第三項の規定による著しく客の射幸心をそそるおそれがある遊技機の基準については、なお従前の例による。

(遊技機の変更の承認に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現に遊技機の変更に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第十七条第一項の変更承認申請書を公安委員会に提出している者については、法第四条第三項の規定による著しく客の射幸心をそそるおそれがある遊技機の基準については、なお従前の例による。

(許可の取消し等に関する経過措置)

6 この規則の施行前にした行為に係るこの規則の施行後における法第三条第一項の許可の取消し、停止その他の処分については、なお従前の例による。

し、停止その他の処分については、なお従前の例による。

7 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成四年二月二〇日国家公安委員会規則第三号)  
この規則は、平成四年三月一日から施行する。

附則 (平成四年六月一六日国家公安委員会規則第一五号) 抄  
この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中警備業の要件に関する規則第二条第十号、第十八号及び第二十号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五号第十号、第十八号及び第二十号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第十号、第十八号及び第二十号の改正規定並びに第四条中暴力的な行為としての他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十号、第十八号及び第二十号の改正規定、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律(平成三年法律第九十三号)の施行の日(平成四年七月一日)

二 第一条中警備業の要件に関する規則第二条第二十五号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第二十五号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五号の改正規定及び第四条中暴力的な行為としての他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五号の改正規定、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第九十五号)の施行の日(平成四年七月一日)

附則 (平成五年四月九日国家公安委員会規則第四号)  
この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中警備業の要件に関する規則第二条第十号、第十八号及び第二十号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五号第十号、第十八号及び第二十号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第十号、第十八号及び第二十号の改正規定並びに第四条中暴力的な行為としての他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十号、第十八号及び第二十号の改正規定、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律(平成三年法律第九十三号)の施行の日(平成四年七月一日)

二 第一条中警備業の要件に関する規則第二条第二十五号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第二十五号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五号の改正規定及び第四条中暴力的な行為としての他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五号の改正規定、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第九十五号)の施行の日(平成四年七月一日)

附則 (平成五年五月一二日国家公安委員会規則第八号)  
この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二条の改正規定(同条第三十号に係る部分に限る。)、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条の改正規定(同条第三十号に係る部分に限る。)、及び第三条中暴力的な行為としての他の罪に当たる違法な行為を定める規則の改正規定(第三十号に係る部分に限る。)、は、特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)の施行の日から施行する。

附則 (平成五年六月一五日国家公安委員会規則第九号)  
この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律(平成五年法律第六十六号)の施行の日から施行する。

附則 (平成五年七月一日国家公安委員会規則第一〇号)  
この規則は、平成五年八月一日から施行する。

(経過措置)  
この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 この規則は、平成五年八月一日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成六年三月四日国家公安委員会規則第九号) 抄  
この規則は、平成六年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、指定車両移動保管機関等に関する規則、遺失物取扱規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく聴聞の実施に関する規則に規定する様式による書面については、当分の間、それぞれ改正後のこれらの規則に規定する様式による書面とみなす。

附則 (平成七年五月二三日国家公安委員会規則第六号)  
この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成七年法律第八十九号)の施行の日(平成七年六月十二日)から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十五号に係る部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五号第二十五号に係る部分、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五号に係る部分及び第四条のうち暴力的な行為としての他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五号に係る部分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の施行の日から施行する。

附則 (平成九年十二月一九日国家公安委員会規則第一二号)  
この規則は、平成九年十二月二十三日から施行する。

附則 (平成一〇年七月二九日国家公安委員会規則第一二二号)  
この規則は、平成一〇年八月一日から施行する。

附則 (平成一〇年一〇月二〇日国家公安委員会規則第一四号) 抄  
この規則は、平成一〇年十一月一日から施行する。

附則 (平成七年五月二六日国家公安委員会規則第七号)  
この規則は、刑法の一部を改正する法律の施行の日(平成七年六月一日)から施行する。

附則 (平成九年三月一〇日国家公安委員会規則第二号)  
この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附則 (平成九年六月六日国家公安委員会規則第八号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成九年一〇月一日国家公安委員会規則第一一号)  
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十五号に係る部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五号第二十五号に係る部分、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五号に係る部分及び第四条のうち暴力的な行為としての他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五号に係る部分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の施行の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十五号に係る部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五号第二十五号に係る部分、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五号に係る部分及び第四条のうち暴力的な行為としての他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五号に係る部分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の施行の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十五号に係る部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五号第二十五号に係る部分、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五号に係る部分及び第四条のうち暴力的な行為としての他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五号に係る部分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の施行の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十五号に係る部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五号第二十五号に係る部分、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五号に係る部分及び第四条のうち暴力的な行為としての他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五号に係る部分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の施行の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十五号に係る部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五号第二十五号に係る部分、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五号に係る部分及び第四条のうち暴力的な行為としての他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五号に係る部分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の施行の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十五号に係る部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五号第二十五号に係る部分、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五号に係る部分及び第四条のうち暴力的な行為としての他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五号に係る部分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の施行の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十五号に係る部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五号第二十五号に係る部分、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五号に係る部分及び第四条のうち暴力的な行為としての他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五号に係る部分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の施行の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十五号に係る部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五号第二十五号に係る部分、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五号に係る部分及び第四条のうち暴力的な行為としての他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五号に係る部分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の施行の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十五号に係る部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五号第二十五号に係る部分、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五号に係る部分及び第四条のうち暴力的な行為としての他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五号に係る部分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の施行の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十五号に係る部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五号第二十五号に係る部分、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五号に係る部分及び第四条のうち暴力的な行為としての他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五号に係る部分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の施行の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十五号に係る部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五号第二十五号に係る部分、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五号に係る部分及び第四条のうち暴力的な行為としての他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五号に係る部分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の施行の日から施行する。



において準用する場合を含む。又は同法第九条第四項の規定により許可証の書換えを申請する場合の許可証書換え申請書の様式については、改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則別記様式第七号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則（平成一三年一月二二日国家公安委員会規則第一六号）

この規則は、刑法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十八号）の施行の日（平成十三年十二月二十五日）から施行する。ただし、第一条中警備業務の要件に関する規則第二号第十三号及び第三十四号ト（一）の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五号第十三号及び第三十四号ト（一）の改正規定、第四条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第十三号及び第三十四号ト（一）の改正規定並びに第五条中暴力的な行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十三号及び第三十四号ト（一）の改正規定は、弁護士法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十一号）の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附則（平成一四年三月二六日国家公安委員会規則第三号）抄

（施行期日）  
1 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。ただし、第一条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第八条に一項を加える改正規定、同規則第九条第二項の改正規定、同規則第十八条の見出しの一部を改め、同条第二項の次に二項を加える改正規定、同規則第二十条の二の一部を改め、同条に二号を加える改正規定、同規則第三十一条に一号を加える改正規定、同規則第三十三条第四項の一部を改め、同項に三号を加える改正規定、同規則第三十四条第二項及び第三項の一部を改め、同条第四項を削る改正規定、同規則第四十条第二項の一部を改め、同項を同条第三項とし、同条第四項の次に一項を加える改正規定、同規則第四十七条の次に二項を加える改正規定、同規則別記様式第二号の次に一様式を加え

る改正規定、同規則別記様式第三号の次に一様式を加える改正規定、同規則別記様式第十一号の改正規定、同規則別記様式第十二号の一部を改め、同様式の次に一様式を加える改正規定、同規則別記様式第十三号の改正規定並びに同規則別記様式第十七号の次に二様式を加える改正規定は、平成十四年七月一日から施行する。

（管理者証の交付に関する経過措置）

2 改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第九条第二項後段の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行前に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）第五条第一項の許可申請書を提出した者に対して当該改正規定の施行の日以後に法第三条第一項の許可をする場合には、適用しない。

（附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に法第三条第一項の許可を受けている者及び当該改正規定の施行前に法第五条第一項の許可申請書を提出し、当該改正規定の施行の日以後に法第三条第一項の許可を受けた者は、当該改正規定の施行の日から起算して三月を経過する日までの間に、当該許可に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、当該所在地を管轄する都道府県公安委員会（次項において「公安委員会」という。）に、当該営業所に係る法第二十四条第一項の管理者に係る無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（撮影後六月以内のものに限る。）で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを二葉を提出しなければならない。

4 公安委員会は、前項の場合において、同項に規定する管理者が法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに、当該管理者に係る新規別記様式第三号の二の風俗営業管理者証を交付するものとする。この場合において、当該風俗営業管理者証は、新規別記様式第九号第二項の風俗営業管理者証とみなす。

（特別風俗営業業者の認定に関する経過措置）

5 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間における新規別記様式第二十条の二（同条第一号に係る部分に限る。）規定の適用について、同条第一号中「十年」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句を読み替えるものとする。

一	附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日から起算して一年を経過する日まで
二	この表の一の上欄に掲げる期間に引六年
三	この表の二の上欄に掲げる期間に引七年
四	この表の三の上欄に掲げる期間に引八年
五	この表の四の上欄に掲げる期間に引九年

附則（平成一五年三月五日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。この規則は、平成十五年三月三十一日国家公安委員会規則第八号）

附則（平成一五年八月二九日国家公安委員会規則第一三三号）

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。この規則は、平成十五年十二月二七日国家公安委員会規則第一九号）

附則（平成一五年一月二二日国家公安委員会規則第二〇号）

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成一六年一月三〇日国家公安委員会規則第一号）

（許可に関する経過措置）  
2 この規則の施行の際現に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の許可申請書を都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出している者に対する法第三条第一項の許可（以下単に「許可」という。）に関する法第四条第四項の基準については、なお従前の例による。

（遊技機の変更の承認に関する経過措置）  
3 この規則の施行の際現に施行規則第十七条第一項の変更承認申請書を公安委員会に提出している者に対する法第二十条第十項で準用する法第九条第一項の承認（以下単に「承認」という。）に関する法第四条第四項の基準については、なお従前の例による。

（遊技機の規制に関する経過措置）

4 この規則の施行前にされた許可又は承認の申請に係る遊技機（法第二十条第二項の認定（以下単に「認定」という。）を受けたもの又は同条第四項の検定（以下単に「検定」という。）を受けた型式に属するものに限る。）に関する同条第一項の基準については、当該認定を受けた日又は当該検定の遊技機規則第九条第一項の規定による公示の日（以下単に「公示の日」という。）から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

（遊技機の認定に関する経過措置）

5 次の各号に掲げる遊技機に関する法第二十条第二項に規定する同条第一項の基準については、なお従前の例による。

一 この規則の施行の際現に公安委員会に提出されている遊技機規則第一条第一項の認定申請書に係る遊技機  
二 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公安委員会に提出された遊技機規則第一条第一項の認定申請書に係る遊技機でこの規則の施行前に遊技機規則第十三条の遊技機試験を受けたもの  
三 この規則の施行の際現に法第二十条第五項の指定試験機関に提出されている遊技機規則第十四条第一項の遊技機試験申請書に係る遊技機

（遊技機の型式の検定に関する経過措置）

6 次の各号に掲げる遊技機の型式に関する法第二十条第三項の技術上の規格については、なお従前の例による。

一 この規則の施行の際現に公安委員会に提出されている遊技機規則第七条第一項の検定申請書に係る型式  
二 施行日以後に公安委員会に提出された遊技機規則第七条第一項の検定申請書に係る型式でこの規則の施行前に遊技機規則第十三条の型式試験を受けたもの

（遊技機の型式の検定に関する経過措置）  
6 次の各号に掲げる遊技機の型式に関する法第二十条第三項の技術上の規格については、なお従前の例による。

三 この規則の施行の際現に法第二十条第五項の指定試験機関に提出されている遊技機規則第十五条第一項の型式試験申請書に係る型式（施行日以後にされた許可の申請等に関する経過措置）

7 この規則の施行前に認定を受けた遊技機若しくは検定を受けた型式に属する遊技機又は附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条第一項の基準に従ってされた認定を受けた遊技機若しくは前項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条第三項の技術上の規格に従ってされた検定を受けた型式に属する遊技機に係る法第五条第一項の許可申請書を施行日以後に公安委員会に提出した者に対する許可に関する法第四条第四項の基準については、次の各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

一 この規則の施行前に認定を受けた遊技機若しくは検定を受けた型式に属する遊技機又は附則第五項第一号の遊技機若しくは前項第一号の型式に属する遊技機 認定を受けた日又は検定の公示の日

二 附則第五項第二号の遊技機又は前項第二号の型式に属する遊技機 施行日

三 附則第五項第三号の遊技機又は前項第三号の型式に属する遊技機 遊技機規則第十四条第三項又は遊技機規則第十五条第四項の書類の交付の日

8 前項柱書に掲げる遊技機に係る施行規則第十四条第一項の変更承認申請書を施行日以後に公安委員会に提出した者に対する承認に関する法第四条第四項の基準については、前項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

9 附則第七項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた法第四条第四項の基準に従ってされた許可又は承認に係る遊技機に関する法第二十条第一項の基準については、附則第七項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

10 (認定及び検定の効力に関する経過措置)  
附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条第一項の基準に従ってされた認定又は附則第六項の規定によりなお従

前の例によることとされた法第二十条第三項の技術上の規格に従ってされた検定は、この規則による改正後の施行規則第七条並びにこの規則による改正後の遊技機規則第六条及び別表第二から別表第七までの規定にかかわらず、附則第七項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なおその効力を有する。

11 この規則の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に係るこの規則の施行後における許可の取消し、停止その他の処分については、なお従前の例による。

12 この規則の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年七月二二日国家公安委員会規則第一四号）  
この規則は、刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十六号）の施行の日（平成十七年七月十二日）から施行する。

附則（平成一七年九月三〇日国家公安委員会規則第一六号）  
この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十二号）の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二十三号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五十二条第三号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十三号の改正規定、第四条中暴力的な行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十三号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第二十三号の改正規定及び第六条中確認事務の委託の手續等に関する規則第三条第二十三号の改正規定は、旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十七年十二月十日）から施行する。

附則（平成一六年四月二八日国家公安委員会規則第一一号）  
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八号の規定は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成一六年二月二七日国家公安委員会規則第三号）  
この規則は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成一六年二月二七日国家公安委員会規則第二五号）  
この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第四条、第七条、第十条、第十三条及び第十六号の改正規定 この規則の公布の日

二 第二条、第五条、第八条、第十一条、第十四条及び第十七号の改正規定 信託業法（平成十六年法律第五十四号）の施行の日（平成十六年十二月三十日）

三 第三条、第六条、第九条、第十二条、第十五条及び第十八号の改正規定 刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）の施行の日（平成十七年一月一日）

附則（平成一七年三月四日国家公安委員会規則第二号）  
この規則は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成一八年三月二七日国家公安委員会規則第九号）  
この規則は、銀行法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

附則（平成一八年四月二四日国家公安委員会規則第一四号）抄  
（施行期日）  
第一条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律百十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

第二条 この規則の施行前に交付された許可証、風俗営業管理者証及び認定証の様式については、この規則による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則別記様式第四号、第五号及び第十五号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一八年八月一日国家公安委員会規則第二二号）  
この規則は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年七月四日）から施行する。

附則（平成一八年八月一日国家公安委員会規則第二二号）  
この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十一号）

附則（平成一八年四月二八日国家公安委員会規則第一六号）  
この規則は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一八年七月四日国家公安委員会規則第二二号）  
この規則は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年七月四日）から施行する。

附則（平成一八年八月一日国家公安委員会規則第二二号）  
この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十一号）

附則（平成一八年八月一日国家公安委員会規則第二二号）  
この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十一号）

第三条 改正法附則第三条第二項の規定により改正法による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「新法」という。）第二十七条第三項に規定する書類を提出するときは、同条第一号から第三号までに掲げる事項を明らかにして、行わなければならない。

2 改正法附則第三条第二項の規定により新法第三十一条の二第三項に規定する書類又は当該書類及び新法第三十一条の二第二項第七号に掲げる事項を記載した書類を提出するときは、同項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項を明らかにして、行わなければならない。

3 改正法附則第三条第二項の規定により新法第三十一条の七第三項において準用する新法第三十一条の二第三項に規定する書類を提出するときは、新法第三十一条の七第一項第一号から第四号までに掲げる事項を明らかにして、行わなければならない。

4 改正法附則第三条第二項の規定により新法第三十一条の二第二項において準用する新法第二十七条第三項に規定する書類を提出するときは、新法第三十一条の二第二項第一号から第三号までに掲げる事項を明らかにして、行わなければならない。

5 改正法附則第三条第二項の規定により新法第三十一条の二第三項において準用する新法第三十一条の二第三項に規定する書類を提出するときは、新法第三十一条の二第一項第一号から第四号までに掲げる事項を明らかにして、行わなければならない。

附則（平成一八年四月二八日国家公安委員会規則第一六号）  
この規則は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一八年七月四日国家公安委員会規則第二二号）  
この規則は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年七月四日）から施行する。

附則（平成一八年八月一日国家公安委員会規則第二二号）  
この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十一号）

附則（平成一八年八月一日国家公安委員会規則第二二号）  
この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十一号）

の施行の日（平成十八年八月二十一日）から施行する。

附則（平成一九年一月二二日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年一月二十日）から施行する。

附則（平成一九年八月七日国家公安委員会規則第一八号）

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとくに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第五条、第七条、第九条及び第十一条の改正規定 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）の施行の日

二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十二条の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日

附則（平成一九年九月二七日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二条第十六号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七条第十六号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第十六号及び第十三条の二第七号の改正規定、第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十六号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第十六号の改正規定並びに第六条中確認事務の委託の手續等に関する規則第三条第十六号の改正規定は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成一九年一月二二日国家公安委員会規則第二五号）

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十号）の施行の日（平成十九年十二月三十日）から施行する。

附則（平成一九年二月二三日国家公安委員会規則第二六号）

この規則は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日（平成十九年十二月十九日）から施行する。

附則（平成二〇年三月一〇日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附則（平成二〇年七月一六日国家公安委員会規則第一五号）

この規則は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十八号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年八月一日）から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二条に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る）、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七條に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る）、第三条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第五十一号の次に二号を加える改正規定（第五十三号に係る部分に限る）、第四条中国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る）及び第五条中確認事務の委託の手續等に関する規則第三条に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る）は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年八月一日国家公安委員会規則第一六号）

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二〇年八月一日国家公安委員会規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年一月一七日国家公安委員会規則第二五号）

この規則は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する

法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二一年五月二九日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

附則（平成二二年三月二六日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附則（平成二二年七月九日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

附則（平成二三年三月三〇日国家公安委員会規則第三号）抄

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中警備業の要件に関する規則第二条第三十三号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七條第三十三号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第三十三号の改正規定、第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第三十三号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第三十三号の改正規定及び第六条中確認事務の委託の手續等に関する規則第三十三号の改正規定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行の日（平成二十三年四月一日）

附則（平成二三年六月一〇日国家公安委員会規則第一〇号）抄

この規則は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年六月十四日）から施行する。

附則（平成二三年七月六日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）の施行の日（平成二十三年七月十四日）から施行する。

附則（平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号）

（施行期日）  
第一条 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。  
（経過措置）  
第二条 この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二四年九月二八日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附則（平成二四年一〇月一七日国家公安委員会規則第二二号）

（施行期日）  
1 この規則は、平成二十四年十月三十日から施行する。  
（経過措置）  
2 この規則の施行の日から犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行の日の前日までの間は、改正後の警備業の要件に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則及び確認事務の委託の手續等に関する規則中「犯罪による収益の移転防止に

この規則は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年六月十四日）から施行する。

関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十七号に規定する罪」とあるのは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条に規定する罪」とする。

附則（平成二十四年一月二二日国家公安委員会規則第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（ダンス教授講習機関に関する経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百七十四号）による改正前の法律施行令第一条の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けている講習を行う法人は、平成二十五年三月三十一日までに、この規則による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一条の三第一項第二号に掲げる事項を記載した書面及び同条第二項第一号から第六号までに掲げる書類を国家公安委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、この規則の施行の際現に指定を受けている講習を行う法人に対する新規則の適用については、新規則第一条の四中「指定をしたとき」とあるのは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成二十四年国家公安委員会規則第十四号）附則第二条第一項の規定による提出があつたとき」と、新規則第一条の五第三項中「第一条の三第二項各号に掲げる書類」とあるのは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則附則第二条第一項の規定により提出された書類（同規則による改正後のこの規則第一条の三第二項第一号から第六号までに掲げる書類に限る。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成二十年国家公安委員会規則第十七号）第二条第一項の規定により提出された書面（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則による改正前のこの規則第一条の三第二項各号に掲げる書面に限る。）と、新規則第一条の六第一項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十五年

四月一日が属する事業年度以後の毎事業年度」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十五年三月三十一日が属する事業年度以後の毎事業年度」とする。

附則（平成二十五年七月九日国家公安委員会規則第九号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（ダンス教授試験機関に関する経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に指定を受けているダンス教授試験を行う法人は、平成二十五年三月三十一日までに、新規則第二条の三第一項第二号に掲げる事項を記載した書面を国家公安委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、この規則の施行の際現に指定を受けているダンス教授試験を行う法人に対する新規則の適用については、新規則第二条の四において読み替えて準用する第一項の四中「指定をしたとき」とあるのは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則附則第四条第一項の規定による提出があつたとき」と、新規則第二条の四において読み替えて準用する第一項の五第三項中「第二条の三第二項各号に掲げる書面」とあるのは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則附則第二条第四項において読み替えて準用する同条第一項の規定により提出された書面（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則による改正前のこの規則第二条の三において読み替えて準用する第一条の三第二項各号に掲げる書面に限る。）と、新規則第二条の四において読み替えて準用する第一条の六第一項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十五年四月一日が属する事業年度以後の毎事業年度」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十五年三月三十一日が属する事業年度以後の毎事業年度」とする。

第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月九日）から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十二条の規定は、同法の施行の日から施行する。

附則（平成二十六年三月二七日国家公安委員会規則第三号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び少年指導委員規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び少年指導委員規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六条第六項（同条第四項に係る部分に限る。）に規定する」とする。

附則（平成二十七年一月一三日国家公安委員会規則第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この規則は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

この規則は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年三月二四日国家公安委員会規則第二号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この規則は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

この規則は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二十九年九月四日国家公安委員会規則第九号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この規則は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年三月一日）から施行する。

この規則は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年三月一日）から施行する。



1 (施行期日) この規則は、平成三十年二月一日から施行する。

2 (許可に関する経過措置) この規則の施行の際現に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第五条第一項の許可申請書を都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出している者に対する法第三条第一項の許可(以下単に「許可」という。)に関する法第四条第四項の基準については、なお従前の例による。

3 (遊技機の変更の承認に関する経過措置) この規則の施行の際現に施行規則第十九条第一項の変更承認申請書を公安委員会に提出している者に対する法第二十条第十項で準用する法第九条第一項の承認(以下単に「承認」という。)に関する法第四条第四項の基準については、なお従前の例による。

12 (許可の取消し等に関する経過措置) この規則の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に係るこの規則の施行後における許可の取消し、停止その他の処分については、なお従前の例による。

13 (罰則に関する経過措置) この規則の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十九年一月二二日国家公安委員会規則第一〇号) この規則は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年十二月一日)から施行する。

附則 (平成三〇年三月二二日国家公安委員会規則第一号) この規則は、旅館業法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年六月十五日)から施行する。

附則 (平成三〇年三月三〇日国家公安委員会規則第四号) この規則は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

附則 (平成三〇年三月三〇日国家公安委員会規則第五号) この規則は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年六月一日)から施行する。

附則 (令和元年六月二二日国家公安委員会規則第三号) (施行期日) この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律

施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用した児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪等に関する規則、捜査職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則 (令和元年一〇月二四日国家公安委員会規則第八号) 抄 (施行期日) この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月十四日)から施行する。

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (令和二年三月二二日国家公安委員会規則第五号) この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和二年五月二〇日国家公安委員会規則第七号) この規則は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年四月二七日国家公安委員会規則第六号) この規則は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年五月一日)から施行する。

附則 (令和二年五月二〇日国家公安委員会規則第七号) この規則は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年二月二八日国家公安委員会規則第一三三号) (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

第二条 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和三年三月三一日国家公安委員会規則第三号) この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附則 (令和三年三月三一日国家公安委員会規則第四号) この規則は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、第一条第二表に係る改正規定、第二条第二表に係る改正規定、第三条第二表に係る改正規定、第四条第二表に係る改正規定、第五条第二表に係る改正規定、第六条第二表に係る改正規定及び第七条第二表に掲げる規定の施行の日(令和三年五月一日)から施行する。

附則 (令和三年一月一八日国家公安委員会規則第一号) この規則は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月二十二日)から施行する。

附則 (令和四年一月二七日国家公安委員会規則第三号) この規則は、令和四年一月二七日から施行する。









- 備考
- 1 別記様式は、記載しないこと。
- 2 「風評被害の類別」欄には、風評被害に係る侵害の承継を申請する場合のみ記載すること。
- 3 「内容の傾向」欄には、侵害の承継となる侵害を具体的に記載すること。
- 4 侵害の類別に記載し得ないときは、別記に記載の上、これを説明すること。
- 5 掲載の文字は、日本語で記載すること。

別記様式第8号(第15条、第83条関係)

別記様式第8号(第15条、第83条関係)	申請書提出日	受理日	審査完了日
風評被害等の種類及び侵害の発生状況に関する侵害の承継(別記様式第8号)に該当する侵害を申請し、当該侵害の承継を申請すること。			
公害委員会 申請書の提出先及び住所 申請書の提出先及び住所			
住所(以下は住所を記載すること。) 1 侵害の発生地 2 侵害の発生地 3 侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			

- 備考
- 1 別記様式は、記載しないこと。
- 2 「風評被害の類別」欄には、風評被害に係る侵害の承継を申請する場合のみ記載すること。
- 3 「内容の傾向」欄には、侵害の承継となる侵害を具体的に記載すること。
- 4 侵害の発生地は、欄外で指示すること。
- 5 侵害の発生地に記載し得ないときは、別記に記載の上、これを説明すること。
- 6 掲載の文字は、日本語で記載すること。

別記様式第9号(第17条、第22条、第85条、第90条関係)

別記様式第9号(第17条、第22条、第85条、第90条関係)	申請書提出日	受理日	審査完了日
風評被害等の種類及び侵害の発生状況に関する侵害の承継(別記様式第8号)に該当する侵害を申請し、当該侵害の承継を申請すること。			
公害委員会 申請書の提出先及び住所 申請書の提出先及び住所			
住所(以下は住所を記載すること。) 1 侵害の発生地 2 侵害の発生地 3 侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			

- 備考
- 1 別記様式は、記載しないこと。
- 2 「風評被害の類別」欄には、風評被害に係る侵害の承継を申請する場合のみ記載すること。
- 3 侵害の発生地は、欄外で指示すること。
- 4 侵害の発生地に記載し得ないときは、別記に記載の上、これを説明すること。
- 5 掲載の文字は、日本語で記載すること。

別記様式第10号(第19条、第87条関係)

別記様式第10号(第19条、第87条関係)	申請書提出日	受理日	審査完了日
風評被害等の種類及び侵害の発生状況に関する侵害の承継(別記様式第8号)に該当する侵害を申請し、当該侵害の承継を申請すること。			
公害委員会 申請書の提出先及び住所 申請書の提出先及び住所			
住所(以下は住所を記載すること。) 1 侵害の発生地 2 侵害の発生地 3 侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			
侵害の発生地			

- 備考
- 1 別記様式は、記載しないこと。
- 2 「風評被害の類別」欄には、風評被害に係る侵害の承継を申請する場合のみ記載すること。
- 3 侵害の発生地は、欄外で指示すること。
- 4 侵害の発生地に記載し得ないときは、別記に記載の上、これを説明すること。
- 5 掲載の文字は、日本語で記載すること。











別記様式第20号(第43条関係)

氏名又は名称	業 務 の 名 称
業 務 所 の 名 称	(国債引当保証書発行者)
業 務 所 の 所 在 地	業 務 所 の 業 務 種 別
業 務 所 の 業 務 種 別	(国債引当保証書発行者)
業 務 所 の 業 務 種 別	(国債引当保証書発行者)
業 務 所 の 業 務 種 別	(国債引当保証書発行者)
業 務 所 の 業 務 種 別	(国債引当保証書発行者)
業 務 所 の 業 務 種 別	(国債引当保証書発行者)
業 務 所 の 業 務 種 別	(国債引当保証書発行者)
業 務 所 の 業 務 種 別	(国債引当保証書発行者)

第21号

業 務 の 種 別	業 務 の 名 称
業 務 の 種 別	業 務 の 名 称
業 務 の 種 別	業 務 の 名 称
業 務 の 種 別	業 務 の 名 称
業 務 の 種 別	業 務 の 名 称

業 務 の 種 別

業 務 の 名 称

業 務 の 種 別

業 務 の 名 称

- 「証券又は証券の引当」欄には、証券又は証券の引当が行われる場合、その種類及び証券引当の金額を記載する。
- 「証券引当の種別、引当の方法及び引当の基準の者」の欄には、証券引当の方法を記す。また、証券引当の方法が異なる場合は、その方法を記す。また、証券引当の方法が異なる場合は、その方法を記す。また、証券引当の方法が異なる場合は、その方法を記す。
- 「証券引当の種別、引当の方法及び引当の基準の者」の欄には、証券引当の方法を記す。また、証券引当の方法が異なる場合は、その方法を記す。また、証券引当の方法が異なる場合は、その方法を記す。

別記様式第21号(第44条関係)

業 務 の 種 別	業 務 の 名 称
業 務 の 種 別	業 務 の 名 称
業 務 の 種 別	業 務 の 名 称
業 務 の 種 別	業 務 の 名 称
業 務 の 種 別	業 務 の 名 称

業 務 の 種 別

業 務 の 名 称

- 平成25年6月1日より前(証券引当の引当の方法)は、証券引当の方法を記す。また、証券引当の方法が異なる場合は、その方法を記す。また、証券引当の方法が異なる場合は、その方法を記す。
- 「証券引当の種別、引当の方法及び引当の基準の者」の欄には、証券引当の方法を記す。また、証券引当の方法が異なる場合は、その方法を記す。また、証券引当の方法が異なる場合は、その方法を記す。
- 「証券引当の種別、引当の方法及び引当の基準の者」の欄には、証券引当の方法を記す。また、証券引当の方法が異なる場合は、その方法を記す。また、証券引当の方法が異なる場合は、その方法を記す。

別記様式第22号(第44条、第45条、第46条、第47条関係)

業 務 の 種 別	業 務 の 名 称
業 務 の 種 別	業 務 の 名 称
業 務 の 種 別	業 務 の 名 称
業 務 の 種 別	業 務 の 名 称
業 務 の 種 別	業 務 の 名 称

業 務 の 種 別

業 務 の 名 称

- 「証券引当の種別、引当の方法及び引当の基準の者」の欄には、証券引当の方法を記す。また、証券引当の方法が異なる場合は、その方法を記す。また、証券引当の方法が異なる場合は、その方法を記す。
- 「証券引当の種別、引当の方法及び引当の基準の者」の欄には、証券引当の方法を記す。また、証券引当の方法が異なる場合は、その方法を記す。また、証券引当の方法が異なる場合は、その方法を記す。
- 「証券引当の種別、引当の方法及び引当の基準の者」の欄には、証券引当の方法を記す。また、証券引当の方法が異なる場合は、その方法を記す。また、証券引当の方法が異なる場合は、その方法を記す。



名称	
寄附を受ける方の住所	
寄附を受ける方の電話番号	
交付の地域	( ) 番 道
建築物の構造	
建築物内の交付物の位置	
所在地	( ) 番 道
建築物内の設置物の名称	
設置物の設置時期	
設置物の用途	

- 備考
- 1 寄附物件は、記載しないこと。
  - 2 「寄附を受ける方の住所」欄には、日本国境を有する者は本籍を、日本国境を有しない者は国籍を記載すること。
  - 3 「寄附を受ける方の電話番号」欄には、当該寄附につき交付を受ける場合に当該寄附が以上ある場合にあっては、その全住所の住所を記載すること。
  - 4 「寄附物の所在地」欄には、寄附の本拠となる事務所(事務所のない場合には、住所)の所在地を記載すること。
  - 5 「寄附物の名称」欄には、寄附の本拠となる事務所(事務所のない場合には、住所)の所在地を記載すること。
  - 6 「寄附物の構造」欄には、寄附の本拠となる事務所(事務所のない場合には、住所)の所在地を記載すること。
  - 7 「寄附物の設置時期」欄には、寄附の本拠となる事務所(事務所のない場合には、住所)の所在地を記載すること。
  - 8 「寄附物の用途」欄には、寄附の本拠となる事務所(事務所のない場合には、住所)の所在地を記載すること。
  - 9 「寄附物の設置物の名称」欄には、寄附の本拠となる事務所(事務所のない場合には、住所)の所在地を記載すること。
  - 10 寄附の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
  - 11 記載の大きさは、日本縦書きで記載すること。

別記様式第26号(第53条、第59条、第70条関係)

名称	
設立届出書	
届出書の提出者	
届出書の提出者の住所	
届出書の提出者の電話番号	
届出書の提出者の所在地	
届出書の提出者の住所	
届出書の提出者の電話番号	
届出書の提出者の所在地	
届出書の提出者の住所	
届出書の提出者の電話番号	
届出書の提出者の所在地	

- 備考
- 1 寄附物件は、記載しないこと。
  - 2 「寄附を受ける方の住所」欄には、日本国境を有する者は本籍を、日本国境を有しない者は国籍を記載すること。
  - 3 「寄附物の所在地」欄には、寄附の本拠となる事務所(事務所のない場合には、住所)の所在地を記載すること。
  - 4 「寄附物の名称」欄には、寄附の本拠となる事務所(事務所のない場合には、住所)の所在地を記載すること。
  - 5 寄附の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
  - 6 記載の大きさは、日本縦書きで記載すること。

別記様式第27号(第53条、第59条、第70条関係)

名称	
実況届出書	
届出書の提出者	
届出書の提出者の住所	
届出書の提出者の電話番号	
届出書の提出者の所在地	
届出書の提出者の住所	
届出書の提出者の電話番号	
届出書の提出者の所在地	
届出書の提出者の住所	
届出書の提出者の電話番号	
届出書の提出者の所在地	

- 備考
- 1 寄附物件は、記載しないこと。
  - 2 「寄附を受ける方の住所」欄には、日本国境を有する者は本籍を、日本国境を有しない者は国籍を記載すること。
  - 3 「寄附物の所在地」欄には、寄附の本拠となる事務所(事務所のない場合には、住所)の所在地を記載すること。
  - 4 「寄附物の名称」欄には、寄附の本拠となる事務所(事務所のない場合には、住所)の所在地を記載すること。
  - 5 寄附の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
  - 6 記載の大きさは、日本縦書きで記載すること。

名称	
所在地	
建築物の構造	
建築物内の交付物の位置	
所在地	
建築物内の設置物の名称	
設置物の設置時期	
設置物の用途	

- 備考
- 1 寄附物件は、記載しないこと。
  - 2 「寄附を受ける方の住所」欄には、日本国境を有する者は本籍を、日本国境を有しない者は国籍を記載すること。
  - 3 「寄附物の所在地」欄には、寄附の本拠となる事務所(事務所のない場合には、住所)の所在地を記載すること。
  - 4 「寄附物の名称」欄には、寄附の本拠となる事務所(事務所のない場合には、住所)の所在地を記載すること。
  - 5 「寄附物の構造」欄には、寄附の本拠となる事務所(事務所のない場合には、住所)の所在地を記載すること。
  - 6 「寄附物の設置時期」欄には、寄附の本拠となる事務所(事務所のない場合には、住所)の所在地を記載すること。
  - 7 「寄附物の用途」欄には、寄附の本拠となる事務所(事務所のない場合には、住所)の所在地を記載すること。
  - 8 寄附の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
  - 9 記載の大きさは、日本縦書きで記載すること。



別記様式第31号(第58条関係)

第 章 の 章 節  
(映像送信機特殊実務届出書)

映像送信機特殊実務届出書

無線従属電波の周波数及び電波の運用方法等に関する技術的事項の届出事項の規定により提出を要する。

届出書の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	姓	名	フリガナ
住所	〒	市	区
事務所所在地	〒	市	区
代表者の氏名	姓	名	フリガナ
代表者の住所	〒	市	区
代表者の事務所所在地	〒	市	区
映像送信機を運用する目的	〒	市	区
映像送信機を運用する目的	〒	市	区
映像送信機を運用する目的	〒	市	区
映像送信機を運用する目的	〒	市	区

備考

- 1 欄外欄は、記載しないこと。
- 2 「住所又は届出する場所」欄には、当該届出に係る住所又は届出する場所に当該届出を行うものとして宛附する住所を記載すること。
- 3 「事務所」欄には、実務の事務となる事務所(事務所のない場合には、当該届出の届出先)を記載すること。
- 4 「映像送信機を運用する目的」欄には、映像送信機の運用目的(映像送信機を運用する目的)を記載すること。ただし、当該届出に係る映像送信機の運用目的が映像送信機特殊実務届出書の規定により定められている場合は、当該届出に係る映像送信機の運用目的を記載すること。
- 5 「代表者の住所」欄には、代表者の住所(代表者の住所)を記載すること。ただし、代表者の住所が映像送信機特殊実務届出書の規定により定められている場合は、当該届出に係る映像送信機の運用目的を記載すること。
- 6 欄外欄は、欄外欄に記入しないこと。欄外欄は、欄外欄に記入すること。
- 7 欄外欄の大きさは、日本縦書き44とする。

別記様式第32号(第60条関係)

第 章 の 章 節  
(映像送信機特殊実務届出書)

映像送信機特殊実務届出書

無線従属電波の周波数及び電波の運用方法等に関する技術的事項の届出事項の規定により提出を要する。

届出書の氏名又は名称

氏名又は名称	姓	名	フリガナ
住所	〒	市	区
事務所所在地	〒	市	区
代表者の氏名	姓	名	フリガナ
代表者の住所	〒	市	区
代表者の事務所所在地	〒	市	区
映像送信機を運用する目的	〒	市	区
映像送信機を運用する目的	〒	市	区
映像送信機を運用する目的	〒	市	区
映像送信機を運用する目的	〒	市	区

備考

- 1 「住所又は届出する場所」欄には、当該届出に係る住所又は届出する場所に当該届出を行うものとして宛附する住所を記載すること。
- 2 「事務所」欄には、実務の事務となる事務所(事務所のない場合には、当該届出の届出先)を記載すること。
- 3 欄外欄は、欄外欄に記入しないこと。欄外欄は、欄外欄に記入すること。
- 4 欄外欄の大きさは、日本縦書き44とする。

別記様式第33号(第61条関係)

第 章 の 章 節  
(映像送信機特殊実務届出書)

映像送信機特殊実務届出書

無線従属電波の周波数及び電波の運用方法等に関する技術的事項の届出事項の規定により提出を要する。

届出書の氏名又は名称

氏名又は名称	姓	名	フリガナ
住所	〒	市	区
事務所所在地	〒	市	区
代表者の氏名	姓	名	フリガナ
代表者の住所	〒	市	区
代表者の事務所所在地	〒	市	区
映像送信機を運用する目的	〒	市	区
映像送信機を運用する目的	〒	市	区
映像送信機を運用する目的	〒	市	区
映像送信機を運用する目的	〒	市	区

備考

- 1 「住所又は届出する場所」欄には、当該届出に係る住所又は届出する場所に当該届出を行うものとして宛附する住所を記載すること。
- 2 「事務所」欄には、実務の事務となる事務所(事務所のない場合には、当該届出の届出先)を記載すること。
- 3 欄外欄は、欄外欄に記入しないこと。欄外欄は、欄外欄に記入すること。
- 4 欄外欄の大きさは、日本縦書き44とする。











備考

- 1 「提供する飲食物(酒類を除く。)の提供及び提供の方法」欄には、営業において提供される飲食物(酒類を除く。)のメニューなどの掲載及びその提供の方法(調理の有無、茹出の方法等)を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供される酒類(ビール、ウイスキー、日本酒等)のうち主なものの種類、その提供の方法(調理の有無、茹出の方法等)を記載すること。
- 3 「24歳未満の者への酒類の提供を禁止する方法」欄には、24歳未満の者への酒類の提供を禁止する方法を記載すること。
- 4 「提供の内訳」欄には、遊樂(博打(ダンス、シュー、宝楽等、ゲーム等)、これを行なう方法(特定の型に見せる、賭けになる等、カジノ等)、抽選等を利用して遊樂させる場合は、その提供方法、方法を記載すること。
- 5 営業の種に支店し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 周長の大きさは、日本標準規格42とする。

別記様式第42号(第78条関係)

別記様式第42号(第78条関係)

第 号

特 定 遊 樂 飲 食 営 業 許 可 証

氏 名 又 は 名 称

営 業 所 の 所 在 地

営 業 所 の 名 称

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第1項の特定遊樂飲食営業を営むことを許可する。

年 月 日

公安委員会

備考 周長の大きさは、日本標準規格42とする。

別記様式第43号(第78条関係)

別記様式第43号(第78条関係)

第 号

特 定 遊 樂 飲 食 営 業 管 理 者 証

営 業 所 の 名 称

営 業 所 の 所 在 地

管 理 者 の 氏 名

管 理 者 の 職 名

年 月 日

公安委員会

写真

提出し

5センチ

24.0

42.0

備考 顔の長さが顔幅以上、5センチメートル以下とする。

別記様式第44号(第93条関係)

別記様式第44号(第93条関係)

第 号

特 定 遊 樂 飲 食 営 業 許 可 証

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第1項の特定遊樂飲食営業(第2項)において営業する営業所(第2項)の指定による認定を申請し、予 備 注 記

公安委員会 申請者の氏名、又は名称及び住所

氏 名 又 は 名 称

姓 名 姓 名 姓 名

住所 住所 住所

申請人(第2項) 法人にあつては、その代表者の氏名

申請者の氏名

営業所の所在地

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

1	申請書の提出	
2	審査の開始	
3	審査の完了	
4	認定書の交付	
5	認定書の更新	
6	認定書の廃止	
7	認定書の再交付	
8	認定書の再交付	
9	認定書の再交付	
10	認定書の再交付	
11	認定書の再交付	
12	認定書の再交付	
13	認定書の再交付	
14	認定書の再交付	
15	認定書の再交付	
16	認定書の再交付	
17	認定書の再交付	
18	認定書の再交付	
19	認定書の再交付	
20	認定書の再交付	

- 備考
- 1 申請書は、記載しないこと。
  - 2 「認定書の提出」欄には、認定書が提出された日付を記載すること。認定書が提出された日付は、認定書の提出日から起算して1年以内であること。
  - 3 「認定書の更新」欄には、認定書の更新された日付を記載すること。認定書の更新された日付は、認定書の提出日から起算して1年以内であること。
  - 4 「認定書の廃止」欄には、認定書の廃止された日付を記載すること。認定書の廃止された日付は、認定書の提出日から起算して1年以内であること。
  - 5 「認定書の再交付」欄には、認定書の再交付された日付を記載すること。認定書の再交付された日付は、認定書の提出日から起算して1年以内であること。
  - 6 「認定書の再交付」欄には、認定書の再交付された日付を記載すること。認定書の再交付された日付は、認定書の提出日から起算して1年以内であること。
  - 7 「認定書の再交付」欄には、認定書の再交付された日付を記載すること。認定書の再交付された日付は、認定書の提出日から起算して1年以内であること。
  - 8 「認定書の再交付」欄には、認定書の再交付された日付を記載すること。認定書の再交付された日付は、認定書の提出日から起算して1年以内であること。
  - 9 期限の満了日は、日本標準時を基準とする。

別記様式第45号(第94条関係)

別記様式第45号(第94条関係)

認定証  
特定遊興飲食店営業

優

認定書の有効期間は、認定書が提出された日から起算して1年以内であること。

氏名又は名称  
営業所の所在地  
営業所の名称  
年月日

出発委員会

- 備考
- 1 ①の○は必ず記載。「認定証」の文字の色は黒色とし、その他の文字の色は黒色、青色又は赤色とする。
  - 2 期限の満了日は、日本標準時を基準とする。

別記様式第46号(第97条関係)

別記様式第46号(第97条関係)

管理者の氏名

認定書の有効期間は、認定書が提出された日から起算して1年以内であること。

氏名又は名称  
営業所の所在地  
営業所の名称  
年月日

出発委員会

- 備考
- 1 管理者は、認定書には、この通知書及び認定書申請書と併せて提出しなければならない。
  - 2 管理者は、やむを得ない事由により当該管理者に交代させることができるが、その場合は、当該管理者の氏名及び住所並びに営業所の名称及び所在地を申請書の記載内容に変更して提出しなければならない。

別記様式第47号(第103条関係)

別記様式第47号(第103条関係)

認定書の有効期間は、認定書が提出された日から起算して1年以内であること。

氏名又は名称  
営業所の所在地  
営業所の名称  
年月日

出発委員会

- 備考
- 1 認定書の有効期間は、認定書が提出された日から起算して1年以内であること。
  - 2 認定書の有効期間は、認定書が提出された日から起算して1年以内であること。

- 備考
- 1 申請欄には、記載しないこと。
  - 2 「職務の種別」欄には、応募要項における応募要項又は応募要項中の種別、職名以外の部分については「職務の種別」欄に記載し、その他の部分については、この欄に記載し、又はコンピュータソフト上で取得した履歴情報等を添付する。
  - 3 「職務内容」欄には、応募要項に記載の職務内容を、その職務を担うべき業務上の職務の役割を一部又は全部を記載すること。
  - 4 「採用目的」欄には、採用目的の種類、職種、業種、業務内容等を記載すること。
  - 5 「応募資格」欄には、応募資格の種類、職種、業種、業務内容等を記載すること。
  - 6 「採用の種別」欄には、採用の種別、職種、業種、業務内容等を記載すること。
  - 7 「その他」欄には、応募要項に記載されていない事項、職務の担うべき業務上の職務の役割等を記載すること。
  - 8 「採用の種別」欄に記載しない場合は、自動的に記載の上、これを訂正すること。
  - 9 欄名の大きさは、日本語を優先とする。

別記様式第48号 (第103条関係)

別記様式第48号(第103条関係)

応募者の名称 応募者の所在地	資 格 の 方 法			
姓、名、姓	氏名	種別	年齢	性別
職歴(職務内容) 従事者として実 績を挙げること	職務の種別、職務内容			
採用の種別 等について	採用の種別、職務内容			
採用の種別 等について	採用の種別、職務内容			
採用の種別 等について	採用の種別、職務内容			
採用の種別 等について	採用の種別、職務内容			
採用の種別 等について	採用の種別、職務内容			
採用の種別 等について	採用の種別、職務内容			
採用の種別 等について	採用の種別、職務内容			
採用の種別 等について	採用の種別、職務内容			

- 備考
- 1 「職務する長官物の種類及び職務の方法」欄には、応募において職務する長官物(遺贈を承継し、けりなど又はその種類及びその職務の方法(職務の種類、職種の名称)を記載すること。
  - 2 「職務する長官物の種類及び職務の方法」欄には、応募において職務する長官物(遺贈を承継し、けりなど又はその種類及びその職務の方法(職務の種類、職種の名称)を記載すること。
  - 3 「職務する長官物の種類及び職務の方法」欄には、応募において職務する長官物(遺贈を承継し、けりなど又はその種類及びその職務の方法(職務の種類、職種の名称)を記載すること。
  - 4 「職務する長官物の種類及び職務の方法」欄には、応募において職務する長官物(遺贈を承継し、けりなど又はその種類及びその職務の方法(職務の種類、職種の名称)を記載すること。
  - 5 「職務する長官物の種類及び職務の方法」欄には、応募において職務する長官物(遺贈を承継し、けりなど又はその種類及びその職務の方法(職務の種類、職種の名称)を記載すること。
  - 6 「職務する長官物の種類及び職務の方法」欄には、応募において職務する長官物(遺贈を承継し、けりなど又はその種類及びその職務の方法(職務の種類、職種の名称)を記載すること。
  - 7 「職務する長官物の種類及び職務の方法」欄には、応募において職務する長官物(遺贈を承継し、けりなど又はその種類及びその職務の方法(職務の種類、職種の名称)を記載すること。
  - 8 「職務する長官物の種類及び職務の方法」欄には、応募において職務する長官物(遺贈を承継し、けりなど又はその種類及びその職務の方法(職務の種類、職種の名称)を記載すること。
  - 9 「職務する長官物の種類及び職務の方法」欄には、応募において職務する長官物(遺贈を承継し、けりなど又はその種類及びその職務の方法(職務の種類、職種の名称)を記載すること。
  - 10 「職務する長官物の種類及び職務の方法」欄には、応募において職務する長官物(遺贈を承継し、けりなど又はその種類及びその職務の方法(職務の種類、職種の名称)を記載すること。

別記様式第49号 (第109条関係)

別記様式第49号(第109条関係)

(表)

身 分 証 明 書

写真
官 職  
氏 名
55.9

以上の写真、最近2年以内の顔写真が最近5年以内に関する記録が本人の顔と一致し、かつ本人を正しく識別できることと証明する。

申請者  応募委員会

55.9

(裏)

職務する長官物の種類及び職務の方法(職務の種類、職種の名称)

第21条 務

2 務

3 職務の種別、職務内容、職務の種別、職務内容

4 務

5 職務の種別、職務内容、職務の種別、職務内容

6 務

備考 (表中の各々の欄には、このマークを付ける)